

平成30年9月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成30年9月5日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦辰夫議員 (1) 防災行政について  
(2) 教育行政について
2. 内藤とし子議員 (1) 教育行政について  
(2) 防災行政について
3. 黒川美克議員 (1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業について
4. 杉浦康憲議員 (1) 教育行政について
5. 小野田由紀子議員 (1) 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について  
(2) 乳幼児健診における小児がんの早期発見について  
(3) 不育症の周知や患者支援の推進について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩  
副 市 長 神谷坂敏

教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	中 村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内 藤 克 己
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
健康推進グループ主幹	鈴 木 美 奈 子
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

## 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

きのうは台風21号の対応ということで、議会も1日順延させていただきました、それぞれの地区で御対応いただき感謝申し上げます。

また、市役所の職員におかれましては、市長を初め、災害対策本部を設置され、きのうの朝から、お聞きしますと、きょうの夜遅くまで対策に当たっていただいたことに対しまして、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

大変お疲れだと思いますけれども、きょう、あすが一般質問になりますので、御対応よろしくお願いいたしまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願いいたします。

---

### 午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたします。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

9番、杉浦辰夫議員。一つ、防災行政について。一つ、教育行政について。以上、2問についての質問を許します。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました、1、防災行政について、（1）水害対策について、（2）民間ブロック塀対策について、2、教育行政について、（1）学習環境の改善について、それぞれ質問いたします。

最初に、1、防災行政について、（1）水害対策について質問いたします。

皆様御案内のとおり、ことし7月に西日本を中心に降り続いた豪雨により、広範囲にわたり甚

大な被害が発生し、多くのとうとい命が失われました。改めて哀悼の意をあらわすものであります。

西日本豪雨では、11府県に出された大雨特別警報の対象が186市町村に及びました。今回の大雨特別警報で、気象庁は前代未聞の規模で最後通告を発しました。その切迫感が自治体や住民に十分に伝わらず、平成最悪の広域豪雨被害となりました。

静岡大学防災総合センター長の岩田孝仁教授は、特別警報など新たな情報が創設され、避難勧告が低く見られた結果、住民が逃げない一因になっているのではないかと、今回は、気象庁の危機感が十分に伝わらなかった、市町村が直接呼びかけたり、首相が会見したりすることも検討すべきだと指摘しております。

また、関西大学社会安全学部の永田尚三准教授は、治水が進み、水害が過去のものとした結果、防災対策は地震対策偏重になった側面があり、近年の異常気象による豪雨災害で対応できていない、あらゆる災害を想定した体制を整えるべきだと強調しております。

今回の豪雨は、広島県や岡山県といった西日本を中心に被害が集中しましたが、近年、集中豪雨は日本全国どこで発生してもおかしくない状況となっております。

今後、ますますふえることが予測される集中豪雨に対し、逃げおくれゼロを目指し、今回の災害を教訓に高浜市としても今以上の対策を講じていく必要があると考えます。

今回の豪雨や愛知県にも影響が出た7月の台風12号等でも発令されましたが、自治体は被害が発生するおそれがあり、避難が必要と判断した場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3つの避難情報を発令します。

最初に、確認の意味も含め、これらの違いについて伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、3つの避難情報につきまして御説明申し上げます。

御質問にありましたとおり、市は、气象台からの情報や河川の水位などの状況により、避難が必要と判断した場合、危険度に応じて3段階の避難情報を発令します。

危険度、拘束力の低いものから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順となります。

避難準備・高齢者等避難開始は、事態の推移によっては、今後、避難勧告や避難指示（緊急）を発令する可能性があるため、避難に時間を要する高齢者や障がいのある方などの要配慮者は、早目の避難を開始していただくものであります。また、要配慮者以外の方もいつでも避難できるよう準備を開始していただきます。以前は避難準備情報と言っておりましたが、高齢者など要配慮者が避難を開始する段階であることを明確にするため、平成28年12月より避難準備・高齢者等避難開始に名称変更されております。

次に、避難勧告は、災害によって土地や建物に被害が発生し、人的被害が危惧される場合に対

象となる地域の居住者に立ち退きを勧め、避難所に避難していただくよう促すものでございます。

次に、避難指示（緊急）は、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令するもので、避難勧告よりも拘束力が強くなり、まだ避難していない人は直ちに避難をしていただくものでございます。以前は避難指示と言っておりましたが、緊急を要することが伝わりづらいため、平成28年12月より避難指示（緊急）に名称変更されております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 最近では、3つの避難情報に加え、大雨特別警報という言葉をよく耳にします。この警報の意味と3つの避難情報との関連について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の大雨特別警報でございますが、平成25年の8月30日より運用開始されております。警報の発令基準をはるかに超える大雨等が予想され、数十年に一度のこれまで経験したことがないような重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、気象台により発令されるものでございます。幸い、高浜市にはこれまで発令されたことはございませんが、大雨特別警報が発令されますと、先ほど申しました避難勧告、または避難指示（緊急）の避難情報も発令される、または既に発令をされている状態となっていることが予想されます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今回の西日本の豪雨を受け、高浜市としても市民に対して、いま一度、3つの避難情報や避難所、水害に対する備えなどについてしっかりと周知を図っていく必要があると考えますが、取り組みについての事例をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 周知に関する取り組み事例でございますが、議員の御質問の中にもございましたが、今回の豪雨では、3つの避難情報の意味や避難するタイミングを住民がしっかりと認識していなかったことが課題の一つとして挙げられております。

今回の西日本の豪雨を受け、8月15日号広報において、3つの避難情報の種類と危険度、とるべき行動などを掲載するとともに、ホームページにも同様の内容を掲載し、周知を図っているところでございます。

また、過去の水害実績から、稗田町三丁目と向山町一丁目にお住いの皆様に対し、排水ポンプ場の概要、水防用サイレンの吹鳴基準、車両の移動場所等を記載した案内を配布しております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 今回の豪雨では、要配慮者と言われる高齢者などの逃げおくれ、自治体が

早目に避難勧告や避難指示を出しても、住民がこれらの言葉の意味や避難するタイミングを理解していなかったこと、また、自分は大丈夫だとすぐには避難しない住民が多かったことなどが、より被害を大きくしたと言われております。それぞれの言葉の意味を市民の皆さんにきちんと理解していただくよう、わかりやすい説明に努めていただき、いざというときに、住民一人一人が危機感を持って行動に移せるよう今後も取り組みをお願いしたいと思います。

また、避難所に関して言えば、指定避難所、福祉避難所、避難場所、町内会拠点など、さまざまな場所があり、災害種別や災害状況により避難する場所も異なってきます。このことを市民の皆さんがどれだけ理解しておるのか、市総合防災訓練や町内会等が独自に行う防災訓練などで繰り返し説明をお願いする中で、災害時に市民が混乱することがないように日ごろからの対策をお願いしたいと思います。

次に、水害対策を進める上で、市民にとって参考となるものが水害ハザードマップではないかと思っております。高浜市では、地震防災マップについて平成27年3月に作成されていますが、水害ハザードマップは、作成後かなりの年数が経過していると思っております。雨の降り方や土地の活用方法も変化している中で、新たな水害ハザードマップの作成も必要ではないかと考えますが、その点について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 議員のおっしゃるとおり、水害のハザードマップにつきましては、作成後、10年以上が経過しておりますことから、新たな水害ハザードマップの作成に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

作成のタイミングといたしましては、現在、愛知県におきまして、高潮に対する新たな被害想定が定められておりますことから、こちらが公表されましたら、本市におきましても作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、矢作川の洪水浸水想定や高潮浸水想定など、災害のリスクごとにはなりますが、最新の被害想定が公表された段階でホームページ等に掲載するとともに、紙媒体のマップも窓口等に設置しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

国や県において、さまざまな被害想定が検討され、公表される中で、マップを作成するというタイミングも難しいとは思いますが、早期の作成をお願いしたいと思います。

水害対策を進める上で、行政の取り組みはもちろんのこと、自助・共助に基づく地域の取り組みも重要となります。地域で取り組む水害対策の一つとしてみずから守るプログラムの活用は大変効果的であると考えます。高浜市においても、これまで町内会などで取り組まれているとは思

いますが、確認の意味も含め、最初に本プログラムの概要について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問のみずから守るプログラムでございますが、これは愛知県が主体となりまして実施しておる事業となります。一言で申しますと、地域住民の皆様の手づくりによるハザードマップとなります。住民の皆様が水害に直面した際に適切な避難行動に移せるように、住民みずから自分が住む地域のまち歩きなどを通して、水害リスクや避難経路などを確認し、マップを作成することにより、地域の水害特性を正しく理解することを目的としております。

具体的には、避難場所、避難ルート、水につかりやすい場所、水が流れる方向、標高など、現地の写真等も交えながら掲載をされております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは、これまでの実績について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問のこれまでの取り組み状況でございますが、6つの町内会及び高浜の防災を考える市民の会が実施をしております。

具体的に申しますと、平成24年度に碧海町町内会、平成26年度に青木町、呉竹町、小池町、田戸町、芳川町の各町内会、平成27年度には、高浜の防災を考える市民の会が、中学生防災・減災アカデミーの活動の一つとしまして、高浜中学校区、南中学校区を対象に実施をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今、言われた作成されたマップは、それぞれの町内会において住民に配布されているとは思いますが、配布の対象は町内会加入者のみであったのか、伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 本マップの作成に当たりましては、町内会が主体となりまして実施をしておりますことから、作成済みのハザードマップの配布につきましては、原則、町内会の加入者が中心であるというふうに認識をしております。具体的には広報と一緒に配布をされ、また、防災訓練や班長会の際などにも活用されておるといふふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） それでは、マップの配布は町内会加入者が中心ということですが、本年8

月1日現在の町内会加入率は58.5%という現状を踏まえると、未加入者に対しても、せっかくの地域住民による手づくりのハザードマップではありますので、ぜひ配布できる対策をお願いしたいと思います。

さて、本プログラムに取り組む上で地域の方がまち歩きをされ、例えばふたのない排水溝や用水路への転落防止柵など、さまざまな課題も見つかっていると思いますが、町内会や高浜の防災を考える市民の会の取り組み結果を受け、行政として必要な対策は行っているのか、伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） マップ作成に当たりまして地域の皆様とまち歩きを行う際には、私ども都市防災グループの職員も一緒に参加をしております。地域の方と一緒に現地を確認しております。まち歩きやマップ作成等で出ました課題等につきましては、必要に応じまして関係グループにも情報提供いたしまして、必要な点検や改善を依頼するなど取り組みを進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

先ほどの答弁で、これまで6つの町内会と高浜の防災を考える市民の会で取り組んでいるとの答弁がありましたが、本プログラムに取り組んでいない町内会においても、昨今の雨の状況を考えると、行政としても積極的に働きかけをしていく必要があると考えますが、この点について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 現状を申しますと、本プログラムに取り組まれる予定の新たな町内会はない状況となっております。しかしながら、昨今の水害に対する自助・共助の取り組みの一つとして、まち歩きなどを通して自分の住む地域の特性を知り、課題の把握や必要な対策を推進することは、逃げおくれゼロを目指す上で重要な取り組みの一つであるというふうに認識しております。

本プログラムにつきましては、地域が主体となって取り組むものでございますことから、町内会の皆様の意思が大変大きく左右する側面ございますが、私どもとしましては、その重要性をしっかりとお伝えする中で、本プログラムに取り組む町内会の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

近年の全国的な水害の状況を鑑み、例えば市が作成している水害ハザードマップやみずから守

るプログラムによるハザードマップ等を活用して、水害に対する防災訓練も推進していくことが必要と考えますが、その点について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 水害に関します防災訓練でございますが、地震を想定しました訓練につきましては、先般、行いました市が行っております市総合防災訓練以外にも、幾つかの町内会におきまして独自の訓練が実施をされておりますが、水害に特化しました訓練におきましては、毎年5月に市が実施しております水防訓練が主なものとなっております。

訓練には、稗田町と向山町の町内会の皆様にも周知を図りまして、御参加をいただいているところでございますが、近年の水害の状況を見ますと、議員の言われるとおり、マップ等を活用しました訓練の実施など、地震に限らず、水害に対しましても積極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

定期的開催されております、まちづくり協議会のグループ会議などを通じまして、訓練の検討、調整を今後、重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

水害も地震も同様ですが、ハザードマップは、私たちが住んでいる地域の災害リスクを知り、その対策を講じる上で重要な役割を担っております。答弁にもありましたとおり、市の水害ハザードマップは、作成後、約10年以上が経過しています。ぜひ新たな水害ハザードマップ作成への取り組みをお願いしたいと思います。

また、地域住民による手づくりハザードマップの作成について、未作成の町内会に働きかけ、全ての町内会でマップ作成されるよう地域とも連携を図って、各種の対策をお願いしたいと思います。

では、次に、民間ブロック塀対策について伺います。

本年6月18日に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の下敷きとなり犠牲者が出ました。建築基準法に適合しないブロック塀の危険性は、昭和53年に発生した宮城県沖地震以降、指摘されてはいますが、今回の地震ではその教訓が生かされず、新たな犠牲者を出す結果となりました。

公共施設のブロック塀については、既に報告のとおり、撤去など必要な対策が進んでいると思います。しかし、多数を占める民間ブロック塀等の対策を進めない限り、同じ被害を繰り返すおそれがあります。民間ブロック塀等は個人の所有物であることから、強制的に安全点検や撤去などを要請することはできませんが、ブロック塀等の危険性や安全点検などを周知することや、補助金など財政的支援を行う中で必要な対策を推進することはできます。

そこで、最初の質問ですが、今回の地震を含め地震発生後、市として民間ブロック塀等の安全

対策に関する取り組み状況について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 大阪府の北部地震を受けまして民間ブロック塀等に対する主な取り組みといたしまして、社団法人日本建築学会が発行しております「あんしんなブロック塀をめざして」のリーフレット及び近隣市のチラシなどを参考にしまして、所有者自身で安全確認をしていただくためのチェック項目等も盛り込みました「ブロック塀の安全を確かめましょう！」と題しましたチラシを作成しまして、ホームページへの掲載や窓口に設置をしております。

加えまして約2,000件となりますが、旧耐震基準の木造住宅には古いブロック塀も多く設置されている可能性が高いのではないかとこの観点から、7月の下旬となりますが、耐震診断、耐震改修を促すダイレクトメールの送付とあわせまして、本チラシも同封をいたしまして、ブロック塀等に関する安全点検、注意喚起を促しております。

また、8月1日号の広報たかはまに掲載するとともに、6月29日に開催をされました愛知県主催の建築物の既設の塀の安全対策に係る緊急会議を踏まえまして、週1回のペースとはなりますが、重点地域を定めまして、愛知県の職員と本市の職員で、順次、現地調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今の答弁で重点地域を定め、県と一緒に現地調査を実施しているとありましたが、市内のどの地域を重点エリアと定め、これまで何カ所実施し、その結果はどうであったか。また、調査の対象としているのはブロック塀のみなのか。大谷石等を含む石材等を用いた塀なども対象として実施しているのか、伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初に、重点地域の選定方法でございますが、先ほどの答弁でも申しました旧耐震基準の木造住宅と古いブロック塀の関連性等、鑑みまして、市内で最も旧耐震基準の木造住宅数の多い青木町を選定いたしまして、現在、同町を中心に、順次、調査を進めておる状況でございます。

次に、調査件数でございますが、8月8日現在の状況とはなりますが、7月17日より4回ほど実施をしております。計27カ所のブロック塀等を調査しております。

調査は、愛知県が作成しました既設の塀の点検票というものに基づきまして、スケール等の器材も活用しながら進めております。

次に、調査の結果でございますが、調査しましたブロック塀等の多くが、高さ、厚さ、控え壁、ひび割れなど、建築基準法で定める基準に対しまして何らかの不適合がある状況となっております。

す。

また、調査の対象とした塀でございますが、ブロック塀に加えまして御質問にございました資材等を用いた塀につきましても調査の対象としております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

調査したブロック塀の多数が何らかの不適合があるとの答弁でしたが、調査の結果はブロック塀の所有者に報告しているのか、伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 調査結果でございますが、所有者に対しまして適正管理のお願いも含めまして、定期的にポスティング等により周知を図っていく予定でございます。

また、ごらんになった調査結果に対する所有者からの問い合わせ等に対しましては、個別相談により対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） では、現在、進めている現地調査についていつごろまでに終了する予定か。また、青木町以外も調査を進めていくのか。今後の見通しについて伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の現地調査の今後の見通しでございますが、現在は重点地域であります青木町を中心に進めておりますが、順次、調査対象をほかの地域にも広げ、継続して進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、現在の調査方法ですと、1カ所当たり10分から15分程度の時間を要しております。市内全体のブロック塀等を調査するには、相当の日数と労力が必要になることが想定をされます。より迅速に調査を進めていくためにも、市内の関係団体などと連携した取り組みも検討する中で、調査を進めていくことも必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 地震発生後、ブロック塀等に関して市民から何件ほどの問い合わせがあったのか、伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問のブロック塀等に関する問い合わせ件数でございますが、8月20日現在となりますが、8件ございました。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） その8件の相談内容はどのようなものだったか、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 相談内容、問い合わせの内容でございますが、ブロック塀等の撤去に対する補助制度の有無、診断や改修の方法、近隣に設置されておりますブロック塀等の安全性に関するものが主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今の答弁でありました補助制度ですが、ブロック塀等に関する冒頭の質問でも申しましたが、建築基準法に合致しないブロック塀等は、危険性が高く、今後、二度とブロック塀等による犠牲者を出さないため、そして高浜市として市民の生命を守るためにも、危険な民間ブロック塀等の安全対策を推進していくことが必要であると思います。その推進のためにも、何らかの財政的支援が必要であると考えます。以前は生け垣設置に関する奨励補助金の制度はありましたが、現在は無い状況であります。

大阪府北部地震を教訓に、高浜市においても危険なブロック塀等に対する補助制度を創設していく必要があると考えますが、その点について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） ブロック塀等に関する補助制度の検討でございますが、現在、進めております現地調査の状況、また、これまで市民の皆様から受けました問い合わせや相談、そして議員からの御提案も受けまして、民間ブロック塀等の撤去に係る補助制度の設置に向け、現在、準備を進めております。準備が整い次第、補助制度を開始したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

補助制度の創設に向け、準備を進めていることで一応安心しました。準備が整い次第、補助制度を開始するとの答弁がありましたが、具体的にいつごろになりそうか、現時点での予定を伺います。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 補助制度の開始時期につきましては、現在のところ10月1日からを予定しております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

補助の対象、また補助額、補助率などについて、お答えできる範囲で結構ですので、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） まず、補助の対象でございますが、ブロック塀等の倒壊による犠牲者をなくすという観点から、既設のブロック塀の撤去に係る費用に対して補助金を交付します。安全性が確保された後の新たなフェンス等の設置については、補助の対象外となります。

補助金の上限額は10万円、補助率は2分の1、補助の対象となるブロック塀等は、地面から高さが1メートル以上のものを対象とする予定でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 最後の質問となりますが、補助金を出すということは財源の確保が必要となります。9月補正では予算計上されていませんが、その点についてどのように対応される予定であるか、お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） ブロック塀等の撤去に対する補助制度を創設するに当たっては、既に制度がございます高浜市木造住宅耐震改修費等補助金交付規則の中に、ブロック塀等の撤去に関する項目を追記し、一体的に取り組んでいく予定をしております。よって、財源措置につきましては、既に御可決をいただいております木造住宅耐震改修費等補助金のこれまでの執行状況等を踏まえ、現況の予算の中で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今回、民間ブロック塀対策について質問させていただきましたが、コンクリートブロック塀については、必要な鉄筋が入っていなかったり、決められた工事仕様になっていないブロック塀も多いと思います。

現在、重点地区を定め、定期的に現地調査を行ってみえますが、今後も重点地域を含む市内全域で現地調査を継続的に進めていただき、10月ごろから予定されている補助制度を活用していく中で危険なブロック塀等をなくし、この地域で大規模な地震が発生した際には、高浜市からブロック塀等による負傷者を一人も出さないための取り組みをお願いしたいと思います。

次に、2問目、教育行政について、（1）学習環境の改善についてお聞きします。

ことしの夏の記録的な猛暑を受け、去る8月23日に、市政クラブ、公明党、高志クラブ、市民クラブ、青政会の会派の枠を超えた市議会議員の連名で、高浜市立幼稚園・小中学校の学習環境の改善に関する要望書を吉岡市長宛てに提出いたしました。

要望内容は、エアコンの設置により学習環境の改善を求めるものですが、本市の財政状況を踏

まえ、公共施設総合管理計画やこれに基づく長期財政計画を踏まえた上で、整合性を保ちながら計画的に進めていただきたい。また、具体的な検討については、できる限り早期に着手していただきたいというものであります。エアコンの設置を要望するだけでなく、しっかりと財源見通しを立てて進めていただきたいと思います。

そこで、まず、これまで教育委員会では学習環境の改善をどのような考えで進めてきたのか、お伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 学習環境とは、一人一人の児童・生徒を取り囲んでいる全てのことだと思っております。教室内の明るさ、温度、耳に入ってくる音、机の上の状況、教師やほかの学習者の動きなどが挙げられ、児童・生徒が学習に集中し、健康を保持増進できるように学習環境を適切な状態に保つことが大切になります。そのためには、日ごろから児童・生徒の声を聞いたり、児童・生徒の状況を常に観察したりしながら、適切な学習環境がつけられているかどうか、一人一人の児童・生徒の視点に立って確認していくことが重要であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、教室の温度について、本年4月に学校環境衛生基準が一部改正され、望ましい温度の基準が10℃以上、30℃以下から17℃以上、28℃以下に見直されました。その理由について伺います。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 温度は、健康的で適切な学習環境を維持するための指標のうち、最もなじみのあるものです。

本年4月に、学校環境衛生基準の望ましい温度の基準が見直された理由ですが、1つ目は、近年、冷暖房機器の一般家庭への普及に伴い、児童・生徒は、快適な温度に保たれた居室環境で過ごす時間が長くなったことにより、教室等の温熱環境における児童・生徒等の温冷感が従来とは異なってきたことが挙げられます。

2つ目は、事務所衛生基準規則及び建築物環境衛生管理基準において、居室の温度を17度以上、28度以下と規定していることを踏まえて、事務所基準に合わせるために改正されたものであります。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次は、学校環境衛生基準の改正を受けて、学校環境の現状を把握するため、夏休み前後の1カ月間、教室の室温調査を実施するとのことでした。ことしは記録的な猛暑となり、計測結果が気になります。夏休み前1カ月間の教室内の室温はどのような状況にあったのか、お聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 室温の調査は、高浜小学校を除く各小・中学校の教室内の室温の現状を把握するために実施したものでございます。

調査は、夏休み前1カ月間の6月20日から7月20日までの平日22日間、各学校の温度が最も高い教室と最も低い教室の2教室において、午後1時に原則窓を開放し、扇風機を使用した状態で室温を計測いたしました。

室温の計測結果でございますが、6月20日から22日までは、温度の高い教室の平均室温が26.9度であったところ、週明け6月25日からは各教室において30度以上の日が続き、7月11日以降は35度以上となった日が各学校において見られます。

また、各小・中学校の平均室温を見ますと、学校環境衛生基準に定める望ましい温度の基準17度以上、28度以下であった日は、調査した22日間のうち、30年に一度の酷暑であったとはいえ、わずか3日間のみという状況であり、教室の温度に関してよりよい学習環境の整備が必要な状況になってきたと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

学習環境の改善としてエアコンを導入する考えは、まず小・中学校についてお聞きします。市長さん、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） まず、御質問の小・中学校のエアコンでございますけれども、今まで私どもがどんなふうを考えてきておるかということ、今、回答にもありましたが、学校等でどんな取り組みをしてきていただいたかということも含めてお話をさせていただきますと、まず私どもの考えの中では、エアコンというのは初期費用だけではなくて、ランニングコストや更新に相当な費用を要するというところであります。

学校の環境整備に関して言いますと、今だとICTの環境整備のほか、照明のLED化、洋式トイレ化、たくさんの子供さんの学習環境への対応というのがあるという中で、どういうことを優先的にやっていくんだということがありますよというお話も申し上げ、加えて財政的な課題もあるんだということ、従前、申し上げておるところであります。

また、一方では、今、お話があったように近年の30度を超える真夏日の到来が早く来るということで、また日数もかなり日にちもふえてきているということがあるという中で、まさに学校環境衛生基準ですか、今、お話がありましたけれども、この改正も相まって教室の室温調査を実施するという子供の子供の体調管理、健康管理に大きな影響を及ぼすようであれば、対策を講じていくことが必要であるということも先回の議会の時にも申し上げてきておるところであります。

ただ、本来であれば、我々も、今、公共施設等、更新に苦慮しておるところの中で、エアコンの設置というのは、今後見込まれる大規模改修、そんなときに合わせて行うのが本来であるのか

なというふうに思っております。

また、現時点においても、先ほど申し上げたような、大きな予算措置を伴いますよという部分の財政的な財源の明確な、そして十分なものが用意をできないという状況であります。

今、検討は一生懸命しておりますが、そういう状況でありますので、子供さんたちの今の健康管理等の対応、学校や御家庭にもこれからも御協力をお願いしていただきながら、我々としては、国の交付金の活用を前提に考えていくことが必要であるなというふうに思っております。

ただ、こういう状況ではありますので、本年8月の初旬に、文科省が県を通じてエアコン導入に限定した平成31年度建築計画についての再確認をとるということがありました。本市も検討の結果、この計画を提出いたしました。この計画の提出というのは、学校施設環境改善交付金の交付の前提になるものでありますので、結果としては31年度にエアコン設置に向けた事業に着手する意思を市として表明をしたこととなります。今後、交付金の採択がされれば、エアコン導入に向けて本格的に着手してまいります予定であります。

ただ、学校においても、教室だけにいるわけではない子供さんたちへのエアコンを導入することで生じる課題というのも従前、議論されておることも皆さんの中で頭の中に入れておいていただきたいなというふうに思いますし、先ほど申し上げたように、学校や家庭でも協力をいただかなければ、エアコンを入れればこういう問題が解決するかというと、逆に例えば急に秋口に温度が高いまま推移すると、運動会だとかというときにグラウンドに出ると環境が、エアコンがあるわけではないものですから、かえって子供さんたちが体調を崩すような場面がひょっとするとあるのかもしれない。そういう意味では、ものを入れればいいというものではないということと、それから、今の暑さというのは30年に一度とも言われていますし、先日、新聞で見たら、東海地区としても平均気温が戦後で最も高いと、気象庁の竹川予報官も記録的なということで異常気象というふうに捉えているという認識を気象庁としても表明しておるところでありますので、そういう機械、エアコンということだけではなく、それぞれの立場での御協力もお願いをして、また議員の皆様にも採択をされても、業者側の対応がすぐできるかどうかわかりませんので、そういった時期的なこともぜひ御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

学校施設環境改善交付金の採択が空調設置に向けた一つのタイミングとの答弁でありました。これまでエアコン設置に対して学校施設環境改善交付金はどのような採択状況であったのか、また、今回の申請に対し交付金が採択される見込みをどのように考えているのか、お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、交付金の採択状況についてでございますが、愛知県知事の7月23日の記者会見によりますと、各市町村が小・中学校の設備整備をする際に国に申請する学校施設環境改善交付金につきましては、今年度に空調設備の申請をした県内67校の小・中学校は、1校も認められていないということでございます。

次に、現在の交付金の採択の見込みということでございますが、最近の報道によりますと、文科省は、2019年度予算概算要求に向けまして全国の公立学校のエアコン設置ニーズを調査し、設置を進めるための財源を確保したいという報道がされておりますので、学校のエアコン設置に対する財源は一定程度確保されるものと考えております。

ただし、現時点におきましては、交付金がどの程度見込めるのか、交付される時期がいつになるのかなど、見通せない点が多くあるのが現状でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

仮に国のほうで2019年度予算にエアコン設置費が計上された場合、本市のエアコン設置スケジュールはどのようになるか、お願いします。また、危惧されることは何かあるかということをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） エアコン設置のスケジュールでございますが、エアコン設置に対する交付金の内定通知を2019年度早々の4月に受け取ったという仮定でお話ししますと、5月、6月にかけて入札の手続きを行い、7月から工事に着手し、平成32年夏の稼働を目指してまいりたいと考えております。

次に、危惧されることということでございますが、先ほど市長もございましたように、多くの自治体がエアコンの整備を進めている状況でありますので、場合によっては、設計や施工の入札が不調になるリスクや工期が延長になるリスクというのが考えられております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

小・中学校のエアコンの設置には、初期設置費用に加えて光熱水費、保守料などのランニングコスト及び更新に係る経費など、大きな財政負担が見込まれますが、長期財政計画期間の40年間ではどのぐらいの財政負担を見込んでいるのか、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 現時点におきましては、設計等を実施していないため、不確定な要素も多く、概算事業費が見込みにくい状況でございます。近隣市の導入実績や業者への聞き取りを参考に、新たにエアコンを設置する小・中学校6校についての40年間の事業費の見込みをお答えいたします。

なお、エアコンを導入する教室数につきましても、現在、精査している段階でございますので、導入教室数を230教室と仮定した場合の概算事業費で申し上げます。

まず、初期の設置費用でございますが、近隣市の導入実績から1教室当たり約300万円で、約7億円必要となります。更新費用は、40年間で2回の更新を見込み、これも7億円、光熱水費は、熱源、運用方法及び気象状況により変動することが見込まれますが、近隣市の実績から年間約450万円で40年間では約1億8,000万円、保守料は、フロンの点検等も含めてフルメンテナンス契約で想定しますと、年間約220万円で40年間では約8,800万円、以上、40年間の概算事業費は約16億6,800万円と試算しているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、公立幼稚園の保育室のエアコンの設置状況と今後の設置予定をお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） まず、公立幼稚園の保育室のエアコンの設置状況についてお答えをいたします。

公立幼稚園は、市内に4園ございます。保育室については、各園最低1部屋設置をされております。

具体的に申し上げますと、高浜幼稚園は3歳児クラスの2部屋、吉浜幼稚園は3歳児クラスの1部屋、高取幼稚園は3歳児クラス2部屋、高浜南部幼稚園は3歳児クラスの1部屋で、計6部屋に設置をされております。

今後、来年の夏までの設置を目指しまして、廃止をする高取幼稚園以外は12月の補正予算での計上について、今、検討しているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

学習環境改善のためにぜひエアコンを設置していただきたいと思っておりますが、設置することになれば、公共施設総合管理計画や長期財政計画に大きく影響を与えることとなります。

そこで、厳しい財政運営の中、エアコンを設置するための財源をどのように捻出、確保するのか、その対策について伺いたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 財源確保策ということでございますけれども、財源の確保に当たりましては、歳入歳出の両面からの取り組みが必要であると考えております。

まず、歳入面では、引き続き企業誘致の推進、市税等の債権回収対策の強化、あるいは受益と負担の適正化、また、公有財産の有効活用などによりまして、自主財源の確保に向けた取り組みが必要になってくるものと考えております。

一方で、歳出面で申し上げますと、事務事業をまず見直していかなければならない。また、事務事業の優先順位づけなどを徹底して、事業の重点化を図る。こういった歳出面での抑制も必要になってくるものと考えております。

今月から平成31年度の当初予算編成がスタートいたします。エアコンの設置とそれに伴いますランニングコストの財源の確保に向けまして、さまざまな角度から検討していく必要があるわけですが、財政的に申し上げれば、交付金を活用するといっても、これは設置費のごく一部であります。財政的なハードルはかなり高いものと考えており、財政運営は厳しくなるものを見込んでおります。そうした中で、財政運営上、起債という制度がございますので、これも積極的に活用していくこととなります。起債につきましては、御案内のとおり、現役世代と将来世代の負担の公平を図る機能がございましたり、また、財政負担の平準化を図るという機能もございます。こういった起債についても積極的に活用していく必要があるものと考えております。短期的、中期的両方の視点から平成31年度以降の予算査定に臨んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

最後に、エアコンの設置により学習環境の改善を求める質問でしたが、本市の財政状況を踏まえ、公共施設総合管理計画や長期財政計画を踏まえた上で、整合性を保ちながら計画的に進めていただき、できる限り早期に着手をお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時52分休憩

---

午前11時04分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、教育行政について。一つ、防災行政について。以上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 教育行政について。

猛暑から子供の命を守るために小・中学校の全教室にエアコン設置を求める。この質問から始めます。

文部科学省は、教室温度は28度以下にと昭和39年の基準を見直しました。文部科学省が学習環境衛生基準の見直しを行ったのは、基準作成をした昭和39年以降初めてのことです。室温基準を夏場30度以下を28度以下と変更しました。基準策定当時は、各家庭のエアコン普及率が1.7%、現在では9割を超え、子供を取り巻く温度環境は変わったと見直しの背景を述べています。

各家庭のエアコン設置率は9割を超え、子供たちを取り巻く環境、気象条件の変化として、一昔前は暑いといっても30度から32度くらいでしたが、近年は地球温暖化や都市化で気温が上昇しています。文部科学省も望ましい環境は28度以下と発表したことに触れ、勉強する環境整備にエアコンが必要と提案しています。

ことしの暑さは危険な暑さ、酷暑、猛暑、厳しい暑さなど、いろんな言い方がされていますが、命にかかわるような厳しい暑さが続き、熱中症の危険が高まっているとして、日本救急医学会は、未体験ゾーンの猛暑だとして初の緊急提言に踏み切りました。この提言では、気温や湿度による危険度を示した暑さ指数に注意した生活が重要だと強調し、指数に応じ野外での活動を取りやめたり、水分の摂取をふやしたりするよう求めています。

さらに1カ月で5,800人を超える父母の署名が提出されています。ことしの暑さは尋常ではない、命にかかわる暑さだとお母さん方が中心になって署名を集め、市にエアコンを設置してくださいと7月半ばから約1カ月で集めたものです。

また、新日本婦人の会高浜班から、8月10日、市長や教育長に普通教室に早急にエアコン設置を、また、避難所に利用される体育館にエアコン設置を求める要望書も提出されています。

そこで、お聞きします。

教室の温度は、6月、7月とどれぐらいの温度になっていますか。文科省も教室の温度をはかるよう指示を出していると考えます。最高温度は、いつ、どこの小学校で何度であったのか、また、学校ごとに室温が35度以上になった回数とその状況をどのように捉えているのか、お聞きします。

子供の体は体温調節機能が十分に発達していない。体が小さい分、外気の影響を受けやすく、暑いときは体温が上がりやすい。身長が低く、反射熱の影響を受けやすいこともあり、熱中症のリスクは高く、加えて幼い子は自分の症状を的確に言葉で伝えられないため、結果的に重篤化する可能性があるとしています。ゆえに急いでエアコンを設置する必要があるのです。

学校運営上、熱中症の事例はどのようなものになっているか。

総務省、消防庁は、熱中症搬送が、全国集計過去最高で8月7日で7万人を超えたと発表しました。

保護者からは、障がいのある子は体温調節ができないので、体調を崩しやすい。家に連れて帰ってエアコンのもとで涼めると、熱も下がって元気になる。うちの子はアトピーがあって、汗ばむとかゆがり、かきむしって下着に血がにじんでくるなど、暑さ対策を求める声も大きくなっています。

吉浜小学校では、夏休み前、体育館の中で1年生が全員集まってイベントを行っていたところ、2人の子供が熱中症になり、親が迎えに来ています。

豊田市では、1年男子が命を落とす痛ましい事故も起きてしまいました。

市内でも、教室に扇風機が取り付けられていますが、暑い風をかき回しているだけで、逆に気持ちが悪くなるといいます。

家に帰ってくると、頭が痛い、気持ちが悪いとことしの暑さの中、うちの子はエアコンの前にじっとして涼んでいるという話も聞きます。

学校では、熱中症で学校から帰った子供はどれぐらいいるのか、お聞きします。

また、この夏の暑さの中、部活動はどのように暑さ対策をとってみえるのでしょうか、伺います。

エアコン設置に地域格差があっているのかについて伺います。

私は、11年前に教室にエアコンを設置してと一般質問で取り上げました。また、毎年の予算要望でエアコン設置を要望しています。

文科省の調査では、普通教室のエアコン設置率は全国平均で49.6%と公表されました。

西三河では、みよし市では既に設置済み。刈谷市では、昨年とことして設置完了見込み。豊田市、岡崎市、安城市、知立市も設置に向けて計画中です。先日、西尾市、碧南市も設置をすると発表しました。幸田町も、8月30日新聞にエアコン設置を来年12月までに前倒しで設置すると中日に載りました。現在、近隣市の状況を見ると、どこの自治体も設置の方向になっています。

先ほどの一般質問で高浜市も設置の方向は出ていますが、公共施設の中でエアコンを設置していないのは、学校施設くらいではないでしょうか。高温多湿の教室では、体調を悪くしたり、熱中症になる確率が高くなるのが心配されます。高浜市の将来を担う子供たちが、快適な環境の中で集中して学習に取り組めるよう、高浜市でもぜひ早期に取りつけるよう求めます。

さらに避難所としても利用する体育館へのエアコン設置を求めます。体育館は避難所にもなっています。台風もこの時期は発生数もふえますし、昨日も避難所として何カ所かあけたばかりです。最近はいつ来るかわからない状況になっています。いつでも避難所として開所できるよう、避難したら熱中症になったなどということがないようにエアコン設置に取り組んでください。見解をお聞きします。

市町村立の小・中学校の普通教室のエアコン設置を援助する県独自の補助を求めることが重要です。県知事の大村氏もエアコンを早くつけなければならないと言っています。新婦人県本部も国や県に補助を行うよう申し入れを行いました。ほかの自治体とも連携をとり、県独自の補助を求めるよう取り組むことを求めます。

国に対しエアコン設置の学校施設環境改善交付金の増額を求めることなど行って、一刻も早くエアコン設置を実現するよう求め、いつ、どのように実現するのか、高浜市の見解をお聞きします。

次に、登下校に関して子どもたちの持ち物を減らす工夫をせよ。に移ります。

最近、子供の登下校時、子供の持ち物が多く、膝、腰痛、肩凝り、頭痛等の発育障がいなどに

問題があると話題になっています。大人の女性が両手で20キロ以上のものを持っていることは労働法制で規制されています。また、労働基準法を見ると、16歳未満の男性は10キロの継続作業はできないとあります。子供の場合は、そんな規制ありません。かばんを背負い、その中には教科書、補助用具、給食袋、上靴、水筒、絵の具、書道の用具、リコーダーなど、いつも全てを持っているわけではありませんが、小さい体にかばんを背負うだけでも大変だと思うのに、いろいろぶら下げていたり、抱えていたり、かばんの中身も教科書が大きくなっていたり、厚くなっていたりと以前とは随分条件が違ってきます。

知り合いの方は、捻挫をして接骨院へ通っていたとき、小学校3年生の子が肩凝りで治療に通ってきていました。そのときはどうしたんだろうと思っていましたが、後で登下校の荷物が原因だと聞いて納得したというものです。

そこで、子供たちの荷物が少なくなるよう対策をとるよう求めます。

防災行政についてに移ります。

安全なまちづくりについて質問します。

大阪北部を震源とする最大震度6弱の地震で高槻市寿栄小学校のブロック塀が崩れ、女兒が犠牲になりました。灯籠も崩壊して通学路に転がっていました。ブロック塀は、塀には不向きな建築素材です。ブロックはそもそも風呂場などの水回りや部屋の間仕切り、外壁材として開発されたものですが、安価で扱いやすい素材だからとの理由で塀としての使用が広がりました。

しかし、地震のたびにブロック塀倒壊による死亡事故は多発していたのです。40年前の宮城沖地震で18人が犠牲になり、これを教訓に建築基準法が改正されました。塀の高さの上限は3メートルから2.2メートルに引き下げられ、また、控え壁等、さまざま細かい規制も出されましたが、危険なブロック塀はまだ放置されています。

その理由は2つあり、改正された基準は、新築の建築物のみが対象で、既設の建物には適用されず、見過ごされがちであること、もう一つは、家などの箱物は基準の適用が重視されますが、後づけでつくる塀などは軽視されがちで、撤去には多額の費用がかかることです。

そこで、今回の地震を受けて高浜市も市内の危険箇所調査を始めているとお聞きしましたが、公共施設、民間での現状はどのようになっているのでしょうか。

今後、調査が済んでいないところの対策はどのようにするのか。

先日、副市長は、塀の改修について生け垣補助を復活する考えもあるとの発言がありましたが、この点について見解をお聞かせください。

7月19日の中日には、県内には54自治体があり、そのうち22市町に塀の改修や撤去費用の補助制度があり、導入を検討している自治体もあると載っていましたが、危険なブロック塀など撤去について、また、改修する場合、安全対策に係る支援制度、この創設について先ほどお答えがありました。この制度とリフォーム制度をあわせて創設するよう見解をお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、内藤とし子議員の1問目、教育行政について。（1）学習環境の整備としてエアコン設置を求める。について、（2）登下校に関して子どもたちの持ち物を減らす工夫をせよ。について、お答えさせていただきます。

なお、さきの9番議員の一般質問の答弁内容と重複がありますことを御了承願います。

まず、（1）学習環境の整備としてエアコン設置を求める。について、まず教室の室温の現状と熱中症の発生状況についてお答えをいたします。

6月定例会において、15番議員より学習環境の向上について、普通教室へのエアコン導入に向けての検討の必要性を踏まえて質問を受けました。その際に、教室の環境基準が変更になったことや、近年、気温が30度を超える真夏日が増加している傾向にあることから、子供の体調、または健康管理に大きな影響を及ぼすようなことがあれば、必要な対策を講じていくため、高浜小学校を除く小・中学校の普通教室の室温を測定することを答弁し、実施してまいりました。

測定期間は、6月20日水曜日から7月20日金曜日までの平日22日間で、各学校の温度が高い教室と低い教室の2教室において、午後1時に原則窓を開放し、扇風機を使用した状態での室温を計測しました。その結果、6月20日水曜日から22日金曜日まで、温度が高い教室の平均室温が26.9度、低い教室が25.5度であったところ、週明け25日月曜日からは各教室で30度を超える日が多くなり、6月末の29日金曜日までの1週間の温度が高い教室の平均室温は30.5度、低い教室でも29.4度となりました。

7月に入り、2日からの第1週の平均室温は、温度が高い教室で29.5度、低い教室で28.3度でした。9日からの第2週の平均室温は、温度が高い教室で32.1度、低い教室で31.0度でした。17日からの第3週の平均室温は、温度が高い教室で34.8度、低い教室で33.6度でした。

なお、最高室温は、高取小学校の7月17日に記録された37.2度でございました。30年に一度の酷暑と言われているのがよくわかる結果でございました。

これまでも校長会等において、子供たちの健康安全に係る依頼は重ねて行ってきましたが、第2週の気温、室温の上昇に伴い、3連休明けの17日火曜日の朝、高浜市教育委員会より、全小・中学校に対し、十分な水分補給や外遊びの際の帽子着用、扇風機の活用、状況に応じた体育や部活動における活動の中止や変更の対応等、児童・生徒の健康管理について配慮するように改めて依頼をしました。

その同日、豊田での不幸な事故が発生してしまいました。幸い高浜市においては、夏季休業前に熱中症により救急搬送される事案は発生していません。しかし、保健室に来室する児童・生徒は最終週に急増しました。

そこで、普通教室の室温を測定した期間中の発熱や吐き気、体調不良等、熱中症が疑われる症状で保健室に来室した児童・生徒の人数を申し上げます。保健室では、熱中症かどうか、診断す

ることはできませんので、あくまで疑いのある症状を訴えた人数と御理解ください。

なお、比較対照するために、平成29年度同時期の保健室来室者数をあわせて調査しました。

その結果、6月20日水曜日から22日金曜日までの3日間、小・中学校7校合わせて、今年度は延べ78人、1日平均26人です。昨年度は延べ49人、1日平均16.3人でした。

30度を超える日が多くなった6月の最終週、6月25日月曜日から29日金曜日までの5日間は、7校合わせて今年度は延べ110人、1日平均22人、昨年度は延べ95人、1日平均19人でした。

7月の第1週は、今年度は延べ118人、1日平均23.6人、昨年度は延べ147人、1日平均29.4人でした。

7月の第2週は、今年度は延べ110人、1日平均22人、昨年度は延べ136人、1日平均27.2人でした。

ここまでは、今年度と昨年度と比較しても有意な差はないと考えます。

しかし、7月の第3週においては、今年度は延べ206人、1日平均51.5人、昨年度は延べ91人、1日平均22.8人で大きな差が出ました。

調査期間の22日間の合計を見ても、本年度が延べ622人、昨年度が延べ518人、その差はそのままほぼ夏季休業前の1週間の差となります。

顕著な差は、小・中学校の来室者数にもあります。調査期間の22日間の小学校5校の来室者合計は、今年度が延べ451人、昨年度が延べ339人、今年度100名以上増加したのに対し、中学校は、今年度が延べ171人で、昨年度が延べ179人であり、差がなかったという結果になりました。

小学生より中学生のほうが身体が成長していることや部活動等で鍛えられることで、環境の変化にもある程度適応できる丈夫な体がつくられていることがうかがえます。

次に、部活動における暑さ対策についてお答えをいたします。

ことしの夏は、例年に比べ大変暑く、部活動を行う上で子供の体調管理に対して細心の注意を払う必要がありました。

中学校では、7月7日から西三河中学校選手権大会碧南・高浜地区予選会が始まりました。予選会の運動部会の要項に、「熱中症に注意」という文部科学省スポーツ・青少年局から出ている参考資料を載せ、熱中症予防に対する注意喚起をしておりましたが、大会日が大変暑い日になることが予想されましたので、大会直前に改めて、試合中に必要に応じて水分・塩分補給のための休憩タイムを設けることや、風通しのよい場所で昼食や休憩がとれるように配慮することなどを各中学校に指示し、大会運営を行いました。

また、その後に行われた西三河中学校選手権大会や県大会でも、各種目ごとに同様に熱中症対策が行われたと聞いております。

高浜市の中学校では、10月6日、7日に新人戦が行われる予定です。7月や8月のような暑さは想定していませんが、引き続き熱中症を含めた生徒の体調管理に注意して大会を行うよう指導

していきます。

日常、各学校で行われている部活動時における熱中症対策については、公益財団法人日本スポーツ協会が発表している熱中症予防運動指針に基づき、活動を行うかどうかを決定しています。熱中症予防運動指針では、暑さ指数となるWBGTの数値により、運動は原則中止や嚴重警戒などの段階に分けて示されています。

WBGTとは、気温、湿度、輻射熱、気流の4つの要素を取り入れた指標であり、環境条件の評価には望ましいとされています。WBGTの指数につきましては、環境省の熱中症予防情報サイト等で確認できます。今夏の異常な暑さに対応して、市では、WBGTの数値と音や光で知らせる熱中症指数モニターを購入し、各校に配付しました。熱中症予防運動指針では、WBGTが31℃以上で原則運動を中止とあります。各学校では、WBGTを計測し、指数を超えた場合は部活動を行わないようにしております。

また、熱中症予防運動指針で危険な指数を示さない場合でも、熱中症には十分注意する必要があります。各部活動では、活動前に適切な水分補給をさせたり、運動前の健康チェックを行ったりして子供の体調管理に留意しています。また、活動中でも、適宜、水分補給ができるようにしたり、普段より短い間隔で休憩時間をとるようにしたりしています。水分補給については、水やお茶のかわりとしてスポーツドリンクの持参も認めております。活動後、下校する際にも、中には長い距離を歩いて帰る子供もいますので、水分補給をして帰るように呼びかけています。さらに今年度の夏季休業中の部活動は、活動時間にも配慮し、比較的涼しい時間帯で練習等を行うようにしています。

以上のような対応を統一して各校で行っていますが、暑さへの耐性は個人差が大きいものです。特に肥満傾向のある子供は熱中症になりやすい傾向があると言われてしています。そのため、各部活動の顧問は、子供一人一人の顔色や活動の様子に十分注意を払い、個々に声かけなどをして、細心の注意を払いながら部活動を行っています。今後も環境条件と子供の体調管理に注意し、充実した部活動ができるよう心がけていきます。

次に、エアコンの設置に対する具体的な予算措置等については、本年8月初旬に、学校施設環境改善交付金交付の前提となる平成31年度建築計画に、小・中学校のエアコン設置事業を追加で申請しました。この申請が、本市のエアコン設置に対する意思の表明であります。

なお、制度上、交付金の内定通知を受けるまでは工事契約等に着手することはできませんので、現在、国の動向を注視しているところでございます。

次に、体育館へのエアコン設置についてですが、文部科学省の公立学校施設の空調設備設置状況調査の結果によると、平成29年4月1日現在、体育館等の全保有数3万3,966室のうち空調設備を設置している室数は406室であり、設置率は1.2%と全国的にはほとんど設置されていない状況でございます。

本市におきましては、現在、事業を進めている高浜小学校等整備事業において、中央公民館のホール機能が移転する高浜小学校体育館にはエアコンを導入する予定です。ただし、他の小・中学校については、ホール機能など複合的な機能を有さないこと及び限られた財源の中で優先順位をつけて学校施設の整備を進めていく必要がありますので、まず児童・生徒が日常的に使用する普通教室等へのエアコン設置を優先して進めてまいります。したがって、現時点では、高浜小学校以外の体育館にエアコンを設置する考えは持ち合わせてはおりません。

次に、国や県に対し支援の声を上げる考えは。については、報道によりますと、文部科学省は、今夏は全国各地で最高気温の記録を更新する地点が相次いだことにより猛暑対策は急務になっているとの認識を示し、2019年度予算の概算要求において教室へのエアコン導入を促すための施設整備費を大幅にふやす方針を明らかにしています。これは、全国市長会を初めとするさまざまなルートを通じて学校施設の整備に対する財政支援の拡充についての要望が出されたことによるものと考えております。

また、愛知県教育委員会や愛知県都市教育長協議会としても、文部科学省を初めとする関係者に対して、各自治体が作成した施設整備計画に基づく事業が学校施設環境改善交付金を活用し、着実に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、実情に見合う補助単価の引き上げなど、十分な財政措置を行うことを要望しているところであります。

本市としても、さまざまな機会を通じて財政支援の必要性を訴えてまいりたいと考えております。

次に、（２）登下校に関して子どもたちの持ち物を減らす工夫をせよ。について、お答えをいたします。

小・中学校では、毎日、５から６時間の授業が実施されます。子供は、時間割をもとに学習用具をそろえ、ランドセルや指定かばんに入れて登校することになります。

入学直後の小学１年生は、給食開始時期を少しおくらせ、授業数を徐々にふやすようにし、まずは登下校、学校生活になれていくことができるように配慮しています。

学習用具については、毎日、全ての学習用具を持ち運びしているわけではありません。

まず、小学校について申し上げます。

小学校では、書写や道徳等の週１時間程度の実施の授業の教科書を教室保管として持ち運びをしなくてよいように工夫しています。また、習字道具や絵の具など、一定期間のみ使用する道具、地図帳やことばのきまりなどの家庭学習では活用しない副教材も、教室保管として児童の登下校の負担を減らすように配慮しています。

国語や算数の教科書やノート、ドリルは、毎日授業がある教科ですが、持ち帰らせることにしています。これは、国語の教科書は音読の宿題に、ドリルや漢字ノートも宿題で使用するためです。日々の学校での学習の定着のためには、宿題は大変重要であり、また家庭での学習習慣をつ

けることも大切なことと考えるからです。また、時間割をもとにあすの用具を自分でそろえるという行いも、自立を促す教育的に意味のあることと考えています。

次に、中学校について申し上げます。

中学校では、実技教科の教科書、用具を原則、全て学校保管にし、持ち運ぶ荷物を減らす工夫をしています。他の5教科の教科書やノートは、進路選択の実現に向けてしっかりと家庭学習をするために持ち帰らせることにしています。しかし、国語便覧や資料集、地図帳、プリントファイルなど、家庭学習に必要な学習用具は、原則、学校保管とし、必要に応じて持ち帰らせることもあります。

小・中学校に共通して言えることですが、長期休業の前後はどうしても運ぶ荷物がふえます。このような時期には、計画的に荷物を分けて運び、両手が荷物でふさがるような危険な登下校をしないように、各校、各学級で指導をしております。

通常時の登下校でも、学習用具に加え、曜日や時間割、時期により、給食の白衣、上靴、体操服、水筒、部活の用具などが加わることもあり、持ち物は多くなることもあります。これまでも、状況を見ながら学校保管できるものを検討してきました。ロッカーや机などの保管場所も限りがあります。既に余裕のない状況ですが、今後も工夫しながら学校保管をするものの検討を継続し、児童・生徒の安全に配慮していきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 続きまして、内藤とし子議員の御質問の2問目、防災行政について。（1）安全なまちづくりについて、お答えいたします。

なお、さきの9番議員の一般質問の答弁内容と重複がありますことを御了承願います。

初めに、本年6月18日に発生しました大阪府北部地震を踏まえた市内のブロック塀等の調査状況及び今後の対策についてお答えをいたします。

大阪府北部地震を受け、6月29日に開催されました愛知県主催の建築物の既設の塀の安全対策に係る緊急会議を踏まえ、愛知県の職員と本市の職員で、7月17日より、週1回のペースとなりますが、重点地域を定め、現地調査を実施しております。

重点地域は、昭和56年以前の旧耐震基準の木造住宅と古いブロック塀との関連性を鑑み、市内で最も旧耐震基準の木造住宅が多い青木町を選定し、同町を中心に、順次、調査を進めております。

調査は、愛知県が作成した既設の塀の点検票に基づき、スケール等の器具も使用しながら作業を進めており、8月8日現在の調査件数となりますが、27カ所のブロック塀を調査しております。

調査結果につきましては、所有者に対し定期的にポスティング等により周知を図り、現状をお知らせするとともに、調査結果に基づく問い合わせ等に対しては、個別相談に応じていきたいと

考えております。

なお、現地調査は、今後も継続して進める予定でございますが、現在の方法ですと1カ所に10分から15分程度の時間を要するため、市内全域を調査するには、相当の日数と労力が必要となることが想定されます。そのため、市内の関係団体などと連携した取り組みも進めていく必要があると考えております。

次に、生垣設置奨励補助金制度の復活、リフォーム制度の創設についてお答えをいたします。

最初に、生垣設置奨励補助金制度の復活についてでございますが、議員も御存じのとおり、本制度は、緑化の推進及び良好な生活環境づくりを図り、地震等による災害防止及び緑の育成に寄与するため、生け垣の設置者に対して補助金を交付するものでございます。平成2年度から平成21年度までの20年間にわたり設置されておりました。この間に42件の申請がございました。一番申請の多かった年は平成11年度と平成16年度で、それぞれ4件ございました。また、平成15年度と平成18年度にあっては、申請件数はゼロという状況でございました。

このような現状を踏まえ、平成21年度になりますが、高浜市補助金等評価委員会において、十分な成果が得られておらず、継続しても成果は期待できないことから、廃止が望ましいとの審査結果となったことから、平成22年度より本制度を廃止しております。

御質問の生け垣設置に対する補助制度の復活につきましては、これまで申し上げた廃止に至った経緯等を踏まえ、本補助制度を復活する考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、住宅リフォーム補助制度の創設についてでございますが、本市におきましては、現在、木造住宅耐震改修費補助制度、耐震シェルター等設置費補助制度、三州瓦屋根工事奨励補助制度、水洗便所改造資金融資あっせん制度、要介護者等への住宅改修費補助制度など、市民の皆様の安全・安心、地域の活性化、環境への負担軽減や高齢化社会への対応といった政策目的に沿った住宅リフォームに対して重点的に支援を行っておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、防災上のリフォームに関係した取り組みとしては、木造住宅耐震改修費補助制度及び耐震シェルター等設置費補助制度がございます。

次に、危険なブロック塀など安全対策に対する支援制度の創設についてでございますが、本年6月の大阪府北部地震でブロック塀による犠牲者が出たことや、この地域でも南海トラフ巨大地震を初めとする大規模地震の発生が危惧されていることなどを踏まえ、道路に面している危険なブロック塀等の安全対策を推進していくことは、住宅等の耐震化の促進と同様に、本市が取り組むべき優先度の高い防災・減災対策の一つであると認識しております。

ブロック塀等の撤去に対する補助制度につきましては、先ほどの9番議員の一般質問でお答えをさせていただきましたが、現在、準備を進めております。

なお、予定をさせていただいている制度は、耐震改修費等に対する補助制度と同様、市民の皆様の生命、身体及び財産等を守ることを目的に補助金を交付するものでございます。そのため、ブロック塀等の撤去後に新たにフェンス等の設置を関連して行う場合に対する補助制度の創設につきましては、現在、その考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） エアコンの件ですが、8月29日の中日新聞、愛知県の稲沢市の小学生、9歳の男子が投稿した文章があります。

僕の家から小学校までは歩いて30分ぐらいかかります。夏場は学校に着くと、汗でびっしょりです。教室の気温が朝から32度あることもあり、教室にエアコンをつけてほしいです。理由は3つあります。このままだと保健室には体調の悪い人であふれるのではないのでしょうか。次に、汗でとても不快になるからです。体がべとべとすると、かゆくなり勉強に集中できません。かいた傷口からばい菌が入ることもあります。友達の中にはあせもができた人もいます。最後は、エアコンは夏場だけでなく、1年中使え、暖房にすればストーブは要らなくなるからです。灯油を運ぶ手間がなくなる上、灯油の嫌なにおいをかがなくて済みます。遅くとも僕が卒業するまでにエアコンをつけてもらいたいです。こんな投稿が載っていました。

教師の意見も出て、1人熱中症の生徒が出ると、しばらくそのクラスの勉強が手につかないというものです。

こんなように先生方も子供たちも、大変蒸し暑い、また酷暑の中、エアコンを待っているんですが、答弁ではエアコンはつける方向だとわかりましたが、31年度に着手するという予定だというお話が出ました。31年度に全部つける予定なのかどうか、そのところをまずお聞きいたします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 31年度に全部つけるかどうかということですが、国の交付金の採択がいつされるかによって状況が変わってきますので、2019年の4月に採択されると、それから手続を進めていくということで、32年の夏には間に合うかなということですが、

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 32年度の夏に間に合う、ちょっとそのあたりをまず、小学校からやっていく予定なのか、中学校からやっていく予定なのか、そのところもお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 交付金の申請は小・中学校同時に行っていますので、基本的には小・中学校をまとめてつけていくということですが、

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、よその市町もかなり同じ時期にエアコン設置になると思うんですが、そういった場合に、来年度、着手して、1年間で全部、うまくいってといたしますか、順調にいつて済む予定なのかどうか、そのところをお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） この前の一般質問でお答えしましたけれども、やはり多くの自治体がエアコン整備を進めておりますので、設計や施工、あるいは納期が延長になると、そういったリスクを抱えながら、我々としては32年の夏に向けて、できる限り早く整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 広い地域でエアコン設置が始まるかと思うんですが、そうすると非常に順調にいつても32年の夏にということになる可能性があるというお話ですが、電気屋さんで聞きますと、エアコン業界では半値8掛け2分の1という言葉もあるそうで、例えば、ことしの品をことし設置する場合は値段が高くなるけれども、昨年のもや一昨年のもとなると、単価が下がるということもあるそうです。そういうことも含めて注文をできるだけ地元と、それから設置と維持管理をセットでお願いしていきたいと思うんですが、その点ではどのように考えてみえるのか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） エアコン設置につきましては、事業規模が非常に大きくなります。我々としてもやはり市内業者に仕事がいくようにということは願っております。学校の大きな事業になりますので、そのことができる事業者がどこにいるのかということを検討しながら、維持管理も含めてそこのところをお願いしていきたいとは思っておりますけれども、現在、検討しておりますので、その結果につきましては、また今後、お知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ひとり親方といたしますか、少人数の営業といたしますか、少人数でやってみえる方でも、やれる人たちを電気屋さん集めてといたしますか、やっていけば、地元でやっていけるのではないかとすることも考えますが、その場合にこの学校、この業者さんというふうになると、受けた業者さんもやっぱりここの学校は設置を自分がやったんだということで、調子が悪くなれば、すぐ飛んできてくださると思うんです。そういう点でも、ぜひ地元の業者さんをお願いしてやっていただきたいと思うんですが、その点ではどうなんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 我々といたしましては、確実に事業を行っていただける業者を選定していくということで入札等の手続がありますので、ぜひそういうふうなものがあれば、市内の

業者さんのほうが束ねたところで入札等々に応募していただいて、選定されていくのが筋だと思います。市内の業者を優先してということもございしますが、事業ができる、あるいはコスト面のこともありますので、そういう手続の中で検討していきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 入札審査委員会の委員長として発言をさせていただきたいと思います。

まず、1点、逆にお聞きをしたいのが、内藤議員、御自宅のルームエアコンの感覚で学校等の空調のところをお考えになっていないかどうか、そこをまず確認をいただきたいということと、先ほどリーダーが申し上げたように、入札審の中では、当然、その業者の信頼度、工事力、総合的に判断をしてみますので、市内の業者に受けていただきたいという思いはございしますが、トータルで判断をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 取りつける際の関係ですが、来年度に着手できるのではないかというお話なんです。幸田町の今度新しく町長さんになられた成瀬町長さんは、建設計画を前倒して、来年の9月までに取りつけようと。高浜と余り小学校のクラス数だとか、中学校のクラス数は変わらないんですが、ことしの暑さはただごとではなかったと、町長さんは、当初、2021年度までに取りつければよいと考えていたが、前倒しすることにしたというお話が中日新聞に載っていました。

こういう子供たちの命と健康を守るという立場で、こういう考え方はできなかつたのかどうか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） エアコンの設置につきましては、ちょっと何回も言っておりますように、交付金というのをいただいた上で我々は事業を進めていきたいということでございます。

交付金をいただくためには、お手つき、早期に進めますと交付金は全くもらえません。ですので、交付金の内定通知をいただいた後に速やかに事業に着手するという方針でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） では、エアコン設置の交付金については、どのように行われるのか、お示しください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 交付金の手続につきましては、現在、31年度の建築計画にエアコン設置という事業を本市としては申請いたしましたので、それにのったということは交付金の対象にはなっていると。その中でどれだけ採択されるかということは待っている状態ということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 新聞などで交付金の割合は3分の1というふうに報道されていますが、高浜市はお聞きしますと7分の2を乗じた額というふうに聞いていますが、なぜ7分の2になるのか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 交付金の算定割合ということでございますが、原則3分の1ということになってはいますが、規定上、3カ年平均の財政力指数が1を超える自治体については7分の2と規定されておまして、本市の場合は、3カ年の平均財政力指数が1.03ということになってございますので、7分の2ということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） では、予算などは今後どのように計上されていくのか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 予算ですけれども、国の交付金の制度上、内定通知を受け取るまでということは、再三、申し上げてきておりますが、今後、交付金の内定があった場合に速やかに工事着手できるように、動力源の選定、施工方法の選定など、事前にできる限りの準備を進め、必要に応じた予算を、今後、計上させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 来年度着手ということになりますと、来年度、まだ高浜市ではエアコンが設置されない学校のほうが多いかと思うんですが、その場合に、埼玉県有加須市では来年度は設置できないことから、最高が35度以上、最低が28度、そういう予定になったときには臨時休校にするというような記事が載っていましたが、中日新聞に。

子供たちの本当に命や健康を守るためにも、ことしも8月2日ですか、刈谷市では出校日を臨時休校にしたそうですが、そういうことをやっても子供たちを守る考えがあるのかどうか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 埼玉県はその市の方針等は私も承知しておりますが、原則、そういったことは今のところ考えておりませんが、ことしのように余りにも暑いとか、そういうことが本当に想定されるような場合は、校長会とも相談して、臨機応変に子供の命を守るために措置をしていきたいなということは思っております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 登下校の子供の荷物の関係に移りますが、9月3日のNHK7時のニュースで、文部科学省が子供の健やかな発達を求めて、ランドセルの重さが重過ぎるということで

リコーダーなどは学校へ置いていくことも考えると、各教育委員会に通達を出すことにしたと  
いうような放送をしていました。

また、9月4日のテレビでも、要するに置き勉、学校に用具を置いておくことを教育委員会、  
学校に指導するという放送をしていました。

ランドセルの中身について学校に置いておける教科書など、今、聞くと、現在でもやっておら  
れるようですが、子供たちにしっかりそれが指導がいていないのではないかと思います。父  
母の皆さんに聞きますと、四、五種類くらいはあるのではないかというふうに言ってみえました。  
そういう点で、どのように今後やっていかれるのか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 学校へ用具を置いて持ち帰らない件については、先ほども答弁  
を申し上げましたとおり、学校でできる範囲で、今、考えていることは実施をしているところ  
はあります。

どうしても荷物が多くなってしまうときもあるんですが、一つの要因としては、時間割をしっ  
かりそろえているかどうかということをお各担任に、また子供たちにも指導をさらに進めてまい  
りたいと思います。

朝、急いでいると、とにかく連絡帳をしっかり確認もせず、ある用具を全部詰めて持ってきて  
いるお子さんもいるのも現状であります。しっかりきょう何が必要なものなのかということをお連  
絡帳を書く指導から、それから先ほど申し上げたとおり、時間割を自分で家で確認をし、翌日の  
準備をするという、これから生活をしていく上でも大変重要な指導になってまいりますので、特  
に低学年を中心として、そういった指導については今後も進めてまいりたいと思います。

中学校の部活動の荷物についても多いことは承知しております。やはり今のスポーツ用品、  
なかなかブランド物の高価なものも多ございまして、子供自身がやはり学校に置いておきたくな  
いという子供もいるのも現状であります。そのあたりも含めて学校も施錠管理できる部屋という  
ものをしっかり整備していかなければなりません、今後、検討してまいりたいというふうに思  
います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 子供たちの本当に健やかな成長をさせていくためにも、前向きな検討を  
お願いしたいと思います。

それから、このときに言われたんですが、休業日、夏休みになってから先生のほうから、特に  
1年生ですが、手提げで登校してもよいというお話がなかったので、かばんで行かせたと。何人  
かかばんで行った子がいるようなんだけど、夏休み、特にことは暑かったですし、この暑  
い中でランドセルしょって学校に行くというのはかなり厳しいと思いますので、そういう点でも

しっかり手提げで登校してもいいというような指導をいただくと、安心して学校に送り出せるというお話をお聞きしました。その点でぜひ意見をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） そういう点におきまして、もし担任のほう、学校のほうからの連絡が不徹底な部分がありましたら、おわび申し上げます。今後、そういうことがないように、子供に当然、口頭で伝えると同時に、学年便り、学級便り等がありますので、そういったお便りにつきましても、そういった点を明記してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ブロック塀といいますか、危険な塀の関係についてですが、安城市が撤去費用の補助金制度を新たに設けました。対象は高さ1メートル以上のブロック塀で、撤去に要した費用、または撤去したブロック塀の長さ1メートル当たり1万円を掛けた額のうちいずれか少ない額の2分の1と。ただし、通学路に面したブロック塀については4分の3を補助すると。

この記事を見て、私のところに電話をかけてきた方がおられるのですが、高浜市には補助制度はあるのかと。市民の方は市の取り組みの方向について大変注視しておられました。先ほど撤去のほうは10万円出すというお話がありましたが、改修する場合には補助制度はありませんというお話でしたが、先ほど生け垣補助も復活する考えはないというお話でしたが、さきの議会で副市長が生け垣補助も考えるというようなお話がありました。この点でどのように考えてみえるのか、お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 私がそのときに申し上げたのは、危険なブロック塀を除去していく一つのインセンティブとして生け垣補助の復活もあるやもわからん。ただ、それは危険なブロック塀を除去していくという、その目的のための一つでありますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 大変高浜市はそういう面では冷たい。本当に市民の方が少しでも安全で安心して住んでおられるようなものにしていきたいというふうに思われても、そういう補助はないということですが、大変残念に思います。

それから、安全なまちづくりについて、今まで問題になっていないんですが、学校で忘れられているのが、靴箱というのが倒れたときに大変なことになるというのを、先日、ちょっと学校でお聞きしました。これはきちんと倒れないようになっている場合はいいんですが、もしなっていない場合については、靴箱は1メートル何センチぐらいあるんでしょうか。倒れないようにとめていただく工夫もしていただきたいと思いますが、その点でお願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 基本的にはそういった安全対策は講じられていると理解しておりますが、もう一度、再点検をいたしまして、危険を感じましたら、すぐ対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 子供たちの命と健康を守るためにエアコン設置を本当に急いでやっていただきたいと思いますが、高浜小学校は今回できますからいいわけですが、あとの学校については本当に急いでというか、一気にやっていただくよう求めて、一般質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時12分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、勤労青少年ホーム跡地活用事業について。以上、1問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、勤労青少年ホーム跡地活用事業について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

平成30年6月定例会及び第4回臨時会において、議案審議に関係ない質疑ということで数回にわたり議長より注意をされましたので、今回この一般質問させていただくものですので、よろしく願いいたします。質問は、資料要求した変更設計書などによって行いますので、お願いいたします。

まず、最初に勤労青少年ホーム跡地活用事業の進捗について、お伺いいたします。

最初に、この事業の進捗状況について、お聞きします。

土の運搬処理委託は、いつから始まるのでしょうか。リサイクル土1,100平米は、ことしは搬入されるのでしょうか。来年度以降の債務負担の費用で実施されるのでしょうか、搬入時期をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、事業の進捗ということでございますけれども、既に事業者のほうで、建物の基礎工事におきまして、シートパイル、いわゆる基礎ぐいを打ち始めておりまして、ほぼほぼ基礎ぐいのほうは完了したという御報告を受けております。

そこで、基礎ぐいを打つに当たりまして、当然ながら周りを仮設工事として矢板を打っておら

れますので、その部分の必要とならないガラもまじっております土を搬出しておるといような状況でございます。

それから、2点目の1,100立米、これは前回の第4回の臨時会でお話をしておりますが、土の購入に当たっては、計画としては、今年度中に埋め戻し土に使うということで、年度の後半に、その時期が来たら購入をして埋め戻すという予定でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 議会での答弁で、基礎の埋め戻しに使うと言っておみえになりますけれども、基礎の埋め戻しに間に合うのですか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 現状で、今年度内にということで予定をしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） そうすると、年度内ですと、基礎の埋め戻しはもう近々始まると思えますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 実は、私が第4回の臨時会のときに9番議員の御質問を受けてお答えをしておりますが、できる限りガラがまじっておると想定される土量を少なく施工して費用を抑えたいというお話の中で、そのとき答弁の中で申し上げたのは、例えばそこにある土に、瓦がそれこそ満遍なく状態として入っておればその土はやはり処理をしないと使えない土になりますが、状況によって、良質土というかそのまま流用できる土であったら、そのままなるべく使っていきたいというお話をしております。

今現状、基礎を掘り進めるに当たって、事業者さんにもそのときもお話をしておりますが、きちんと調整をしながら、なるべくできる限りの範囲の中で、良質な土と、利用できる土と、それからガラがまじっている部分と分けてほしいということで、現状そういった土が出てきておりますので、その部分は、場内における流用土として取り扱いをして埋め戻しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 現在、基礎の掘削が完了していますが、補正予算の説明では、先ほど企画部長が言われましたように基礎部分の殻まじりの土は搬出すると説明がありましたが、現在、現場で確認できますが、全ての土を搬出しておりません。

ちょっと資料をつくりましたので、資料をごらんください。

今現在、現場に仮置きしてあるのが、この状態です。それで、こういうところにベントの土だとかそういったのが入っております、それから、これが基礎を掘っているところですけども、基礎を掘っているところに地中割りがやっておりますけれども、その中にまだ一部ガラが残って

おります。こういうような状態が今の状態ですので、ひとつよく覚えておいていただきたいと思  
います。

今説明しましたように、現在現場で確認できますが、全ての土を搬出しておりません。基礎に  
関係ない部分は、埋まってしまう部分は山になっていて、基礎が完成すると、そのまま埋め戻す  
ことになっています。ガラを全て掘り出さないで埋めてしまうのであれば、ガラまじりの土をそ  
のまま埋め戻せばいいと思いますが、答弁では掘り出すと言って、なぜ全て掘り出さないのか、  
お答えください。ガラが入っていても問題ないのであれば、現在の山積み土をそのまま埋め戻せ  
ばよいのではないのでしょうか。基礎下のガラを全て出さないのに、山積みした土だけコストをか  
けてガラ選別することは、理解できません。理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） まず、御質問としておっしゃっておられるのは、掘らないところにも、  
例えば今写真を挙げられましたけれども、若干そういった分布の状況によってはガラが混在して  
おるから見えるという状況で、その部分につきましては前回もお話をしておりますが、基本的  
には、そこを掘り出してしまった状況になりますと、そこでは処理をしていかなければならぬ。  
これはそこに掘り出したものの責任でございますので、土地の地主としてはきちんとやっていか  
ないかんものですから、できる限り地中割りに関係ないところ、余掘りにならない程度に残って  
おるものについては、そのままにしておく。それで、先ほど言いましたけれども、埋め戻しに  
ついては、やはり構造物の周辺の埋め戻しでございますので、きちんと制度上にのっとして、良  
質というか、そういった埋め戻し土を使っていくという考え方でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の説明を聞いても、合理的な理由がよくわかりません。基礎下のガラを  
全て処分しないのであれば、土の搬出処分ではなく、そのまま埋め戻すべきであると思いま  
すので、再度検討を要請しておきます。

次の質問に移ります。

次に、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事について、質問させていただきます。

8月31日の議会初日に6月定例会の質問に対し説明をしていただきまして、まずお礼を申し上  
げます。ありがとうございました。議会に対し疑問は答えていくという姿勢は評価いたしますが、  
都合の悪いことは後日説明しますと言って質問事項を省略するとか、聞いてもないことを説明  
されては、議員としての説明責任が果たせません。本日の質疑では、初日の説明で発言が許され  
なかったことから、後日回答との答弁はやめていただくようお願いしておきます。休憩時間に  
調べて、全てすぐに回答をお願いするようにお願いしておきます。

森友、加計問題は、職員の説明や情報公開の仕方が言いわけに終始し、国民からの不信が問題

を大きくしたと思います。市民の疑問に丁寧に答えることやできる限りの情報公開をしていくことは、市民の行政に対する不信感を払拭することになるので、さらなる透明性を図っていただきたいとお願ひしておきます。

資料提出についてですが、8月14日にお願いしてあったものが、提出していただいたのが8月17日でした。なぜ17日かと事務局に聞きましたら、決裁がおりていないとの回答でした。私が資料を受け取ったのは8月19日でしたが、決裁もないのに、なぜ30高人69号の文書は8月14日付となるのか。このようなことは、情報公開条例など期限があるので、回答文書に遅延があるのではないかと疑問に思われ、市民の不信につながりますので、厳格にお願いいたします。答弁は要りません。

次に、土量について再度質問いたします。

言葉だけの説明ではわかりにくいので、土量計算の考え方についてパネルにしてみました。

これは、企画部長が説明の中で、インターネットで調べればわかるというような答弁がありましたので、それでインターネットから出した資料でございます。これは、見ていただいたとおり、まず地山の土量、これは掘った分、これは650ということで、650立米の土を掘ったと。わかりやすくするために、100立米なら100立米の土を掘ったと。そうすると、運搬土量では、これは、企画部長は1.1とおっしゃいましたけれども、これでいっていくと、大体1.3ぐらいまでが積算基準で、そういう土量になりますよと。それを、企画部長は、締め固めて今の状態に積んだのがこの状態で、これが1.1ということを書いてみえますけれども、基準からいきますと、この部分は0.85。例えば100掘ったものが85になると。そういったのが、インターネットで調べて土木積算基準を見たところ、土量変化率はこのパネルに示すとおりでした。土木の専門家に聞いたところ、これは土木施工管理技士の資格試験にも毎年出ているような基本的な問題で、土木の技術者なら誰でも知っているのではないかとということでした。土量の変化率は土質によって変わるということですが、企画部長の答弁では1.1倍、掘削すると体積がふえ、車両の過積載対策として、運搬費はふえた体積、ほぐした土量で計上するとなっているとのことで、掘削して山積みするときは掘削量より減るので、土量変化率0.85で計上することとなっています。

先ほど言いましたように、100掘ったものが、掘ったときには110、もしくは基準でいけば130、それが締め固めたときは、100が85と、こういった形になるというのが、このパネルの説明でございます。

それで、議会で、総務部長は、650立米の掘削を検査で確認したと答弁をしておみえになります。山積み土は、変化率を掛けますと552.5立米です。私が実際にはかってみたら521立米であり、とても720立米はありませんでした。総務部長の650立米の掘削検査が正しいと検証できるのではないのでしょうか。

現地は、既に先ほど写真でお見せしましたように、山積みの土の上に工事業者が上積みしてい

たので、8月26日に、文化スポーツグループに、現在の山の状況が変わってしまう前に測量を立ち会ってほしいと要請したところ、できないと拒否されました。立ち会って測量すれば疑問が払拭されるのに、拒否されるということは、数量が720立米ないとわかっていたのではないかと疑問に思います。また、シートを剥がせば元山と上積み土は色の違いで確認できると思うので、コパンの協力をいただいて、最低でも山積みの高さを確認させていただけないでしょうか。立ち会って計測すればはっきりしますので、立ち会っていただけるかどうか、副市長、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま、前の議会で、私が、650立米の掘削をしたということで、今御質問いただきました。私がお答えしたのは、山の体積が650立米あるということをお答えしたのではなくて、設計書ですき取りの体積が650立米となっておりますので、設計書に基づく650立米が、この範囲で、この深さで掘削をされたということの、そのことで申し上げております。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それから、土量の変化率のお話が今出ておりますが、少し私の説明がわかりにくいということに感じましたので、もう少し詳しくお話をしたいと思いますが、土量の変化率に関しましては、今パネルをわざわざ御用意されてお話をされておられるので、考え方はそれで間違いありません。しかしながら、締め固めは、現場に置いてある土は、掘削をした、例えばブルドーザーで押し土をしたということで、その後、そのままじゃなくてほぐした状態、ただバケットでポンと置いた、ダンプでポンとあけたという状態じゃなくて、見ていただけるとわかりますが、この間もお話をしましたが、成形した形で、おわん型にある程度、例えばバックホウでしたらバケットでたたいてあり、それからブルでしたらブルで、排土板で押して周辺は固められています。だから、それをお話ししたかったのは、全てがほぐした状態ではありません。掘った土をそのままそこに置いてあるわけじゃなくて、ある程度成形をしてビニールシートをかぶせてありますので、その体積を私どもの文化スポーツの職員がはかったら数量がこれだけでしたからということで、それをすきとりの土量と置きかえて1.1という数字を出して、そういう御説明をしたのでありますので、誤解のないようお願いいたします。

〔「現場の確認はどうですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 現地での確認ということでございますが、私どもも、きちんと職員が出向いて、前にも、7月の当初だと思いますがきちんと測量をしたというのを私も確認をして、計算上にも問題がなかったものですから、今おっしゃってみえるように、我々に大きな測量の仕方とか計算の仕方に瑕疵があるということでしたら、それはもう一度はかるということになるんでしょうけれども、そうじゃない限りは、私どももきちんと責任を持った仕事をしておりますので、そういったことは考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） そうすると、あくまでも基準は基準であって、企画部長が言われるのは、今の1.1だということの話ですよ。いかがですか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 現実、体積がそういうふうで計測すると土の量がそういうふうにはかれるものですから、元山から持ってきた土が今こういう状態にある。だから、締め固めた状態というのは、例えば側溝や何かをつくるときに土を掘りますよね。側溝を並べます。その両脇に土を埋め戻します。そのときには、当然ながら30センチぐらいのまき出しをして、当然ながら、きちんとした規格に合った機械で、例えばランマーであるとかコンパクターで締め固めをちゃんとするんですよ。それだから締め固めた状態という話になりますので。現実あそこにある山は、そういう状態じゃありません。一々30センチごとにまき出しをしてそれを固めたものじゃないものですから、それで、この間、体積から推測すると、650の土が1.1あるんだというお話をしたということを今御説明しております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それは、あくまでも設計書に書いてあるわけですよ。その720というのは、設計書は650じゃないですか。あくまでも、いろいろなことを計算していくのは650という計算でやっていく。おたくのところは、今回の4,500立米の土を購入します。その中には、今言った建物の建設部分で、「僕ははっきりと記憶がないもんでいかんですけども」と言っている。3,800だとか、それから周りのところで270だとか、それから今回の土の720だとか、それを全部入れて話をしてみえるんですよ。だけれども、実際掘削したのは650じゃないんですか。積算上、おたくとしては720。720という数字は、掘削の中から出てこないですよ。650立米。だから、僕は、あくまでも設計でやっていくんだったら、あくまでもこの基準に基づいて650で積算をしていくのがもっともだと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 積算とか設計というお話が出ておりますけれども、私どもの考え方としては、現実720立米、私どもがはかった土があるということで、前回にも、全体の4,500の内訳はというお話がございました。事業者さんの基礎の部分が3,500、それから外構で250でしたか、それぐらいの数字がございませうという話の中で、最終的に720を足して当然3,500と外構のほうの土というのは元山の土の量ですので、多分その部分を同等に扱って行って、それを設計だということでおっしゃってみえると思うんですよ。

しかしながら、その3,500という土も、事業者さんからはこういうふうでということをおっしゃるんですけども、それが3,500果たしてあるかどうかというのも全て、先ほど言いましたように、良質土というものについてはそこへ置いておきますので。今現実置いてあるじゃないですか、写

真のとおり。そうなった場合に、必ず私ども、次に追加で出す委託の仕事については全量を計量して、処理場で計量を全てしたいと思っていますので、それが例えば約4,500という数字を出しておりますが、それが、例えば状況によって、今言ったように、良質土で流用土が使えるのであれば減りますよね。それは、きちんとそのところで管理をしてみたいと思いますので、そういった部分で、出来形以上に設計で支出をするとかそういうことは防ぎたいと思っていますので、その部分を含めて御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） あくまでも、設計書の設計基準である公共建築数量積算基準29年度版、これは国交省のものですけれども、これを見ますと、土砂量は地山数量とし、掘削による増加、締固めによる減少は考慮しないとありますので、650との説明であれば納得できますけれども、地山を掘って盛り土する場合は、土木の積算基準が変化率0.85であることから、1割ふえるという説明は土木の基準にも合っていないので、臨時会での企画部長の答弁は訂正すべきだと思いますけれども、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 何度も言いますが、確かにおっしゃってみえることはよくわかります。しかし、現実720立米として私どもはかった土がそれだけあるということであれば、基本的には、そこに書いてあるように、土量の変化率なんかについては、運搬はほぐした状態の土量を運ぶというのが原則ですので、そうやって考えればおかしい話をしているというふうには私は考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） おたくの方が公表してみえる7月2日の測量結果では723.5立米としているのに、その後開催された7月27日の臨時会で、650立米を1割増して718立米を、720立米で予算計上したとあります。違う質問には、職員が測量して718立米が間違いのない旨の答弁をしているのに、こんな一貫性のない説明は市民の信頼を失うと思います。数量の間違ひは、余分な支出で市民に損害を与えます。議員からの要請で調査説明を拒否する行為は、市民の不信をあおる行為です。また、議員からの調査要請を拒否することは、高浜市議会基本条例に抵触しているのではないかと考えています。議員からの調査に協力するよう要請しておきます。

次の質問に移ります。

650立米の処分単価について質問します。

青少年ホームの処分単価は、1立方メートル当たり約1万600円となります。補正予算の審議で、同僚議員の質問で、余りにも小学校と比較して高過ぎるのではないかとの問いに、総務部長から、学校は、ガラをふるいで選別して場外へ処分する費用で、青少年ホームはすき取りをするもので、工事内容が違うので御理解を願いたいとの答弁でした。工事の内容が違うことは理解で

きますが、学校は2週間かけてガラを選別して処分費を支払って場外処分しているのに対し、青少年ホームは2日ですきとりをして敷地内に仮置きしているだけなのに、単価が逆なら理解もできますが、仮置きするだけで小学校の倍近くの費用がかかることは理解できません。

また、公表単価である建築コストを見てみますと、敷地内に仮置きする費用は、1立方メートル当たり670円となっています。契約単価は1万600円であることから、請負率68%を乗じた設計単価で比較しますと、公表単価の20倍となることから、とても納得できるものではありません。

また、臨時議会の答弁では、電話で聞いて数社単価を調べたと答弁しておみえになりますが、積算基準では、公表単価と比較して見積もりを3社以上とり、安い単価を採用することになっています。積載基準と違う単価採用をしていることと、入札されない変更契約で、業者との協議で決められたことから、業者の言い値で契約することは、不適切な単価採用がされたのではないかと疑問に思います。

また、テニスコート跡地の写真をごらんください。

これが今現在行っているところですが、テニスコートができるところはこちらのほうだと思えますけれども、実際に、今こういうふうに搬出土が積まれておるわけです。それで、コパンの工事に支障があるということで、先行して工事を行う必要があると議会で説明がありました。2,400平米を10センチすき取り、手作業でガラをとる費用として440万円と説明がありました。

手作業の工事写真がありますので、ごらんください。

ちょっと小さくて申しわけないですけれども、これが、市のほうに提出をされている工事写真ですけれども、このところに、テニスコートの撤去工事ということで人が石を集めていますけれども、これが、そのところの工事をやっている写真でございます。この工事記録を見ても確認できませんでした。写真にはありませんが、かなりの人数で作業をしなけりなかつたのでしよう。

また、現在の工事に、何が支障になったんでしょうか。工事着手から、市から引き渡した状態で放置されていて、現在この写真のように、こういうふうに全部基礎の残土置き場になっています。この残土処分とともにすき取りしたほうが、前のときに言いましたけれども、一緒に今回先行するんじゃなくて、処分するときに一緒にやったらどうかということを行いましたら、工事に支障があるということで先行してやられたわけですが、今、ちょっとまた戻って申しわけないですけれども、この残土処分とともにすき取りしたほうが費用も削減できるので、コストをかけて先行して工事をする必要はなかつたのではないかと今疑問に思っております。

必要もない工事に、仮置きするだけで、手作業での人工も確認できないのに1立米当たり設計費用で1万8,000円と高額な費用を支払うことは、税金の無駄遣いと言わざるを得ません。

もう一度お伺いします。なぜコストをかけて先行して工事をする必要があつたのか。入札にもかからない変更契約で、公表単価を考慮せず、電話での問い合わせた見積もりだけで積算基準に

合致していない工事単価を適正とした理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、先行してなぜ工事をやったのかということでございますけれども、解体工事、撤去工事の中で、地中埋設物が出てきたというところで、土地を跡地活用事業者に貸し付けるために使える状態にして引き渡す、そういったことが事業契約書の中にも定められております。そういったことから、先行して工事を行ったということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の状況を見てみると、結構長い間現場に土は積み立ててありますよね。それを、今、文化スポーツグループリーダーが言われたように、その2日間で早くやらなければならなかったという、そういう理屈には、私は理解できません。

続きまして、コパンの基礎工事は、くい打ちを含め、ガラまじりの土で工事を行っています。瓦切れやなんかが入っている状態で基礎ぐいは打っているわけですよ。それで、議会の答弁で、解体部のみで、コパンの基礎部分はコパンにお願いすると答弁しているの、解体建物の基礎工事で埋め戻し土として購入した240立米の土は、購入土としなくても、現在山積みしている土を埋め戻して賄えたことがわかります。

こういう土だったら、結構いい土ですから、何もわざわざ購入土を使わなくてもよかったですのではないかと。

山積みにするために1立米当たり約1万円かかっているの、約240万円が無駄遣いとなる計算です。せっかく購入した土が新設建物の場所に戻されているので、一部くい打ち時のベントナイトも汚泥とまざって、これですね、産廃として場外処分されるのでしょうか。捨てられた購入土は全く無駄で、お金を捨てたようではないかと思えます。このような無駄なことが目につきます。不適切な工事であると疑問に思うのは、私だけでしょうか。建設会社の方に聞いたところ、テニスコートの部分は後からでもすき取り工事ができることは、補完工事の現場担当者に聞けば当初からわかっていたのではないかとということでした。本当に購入土が必要な工事であったか、コパンとの協議内容を具体的にお答えください。またこの協議の内容を、議会からの資料要求、情報公開請求で提出いただけるか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、今お話の中で、埋め戻しの土240立米というお話がございました。これは6月補正のところでは上げさせていただいた内容でございますけれども、この240立米の埋め戻しというのは、コパンの建てる建物の工事と重ならない部分について埋め戻しをしておりますので、埋めたものをもう一度掘り出しているということではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それから、今御質問の中で、パネルを見せられて、これぐらいの土ならいいんじゃないのかと。瓦のガラ、れんが片が多少なりとも混入している状況で、これなら埋め戻しはいいじゃないかということをおっしゃいましたけれども、私のほうは、なぜそういうふうにガラまじりの土をきちんと処理をするかということは、これは、平成24年それから23年もそうですけれども、国の環境省のほうから、県のほうからもちゃんと通知が来ていまして、建設工事から発生する廃棄物の適正処理というふうに書かれておりますが、いわゆるそういった処理をして、例えば現地のほうで、バックホウでこの間おっしゃったようにふるって、下の土だけを、それを使えばいいということをおっしゃいますけれども、その下の中には、ここにも書いてありますが網下とって、そこには自然物ではない廃棄物がまじっておるんですよ。廃棄物を投棄するということは、これは不法投棄の行為です。隠蔽に当たりますので、そういったところも考えて、行政としてきちんと適正に処理をするということで、当然掘り出したものについては責任を持ってやるという考え方でやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 8月24日にコパンが掘り出した基礎の土の状況ですが、半日もかからずに山積みした瓦くずが混入した土の状況が、これでございます。先ほどの写真です。解体業者が山積みしたものと見比べてください。

これが、当初私が最初から問題にしておった、企画部長に言わせると720の土。この写真を見ていただきますと、余りガラやなんかは目立っておりません。これが掘り出した720と言われる、実際には掘削したのは650ですけれども、この土がこれです。それで、今写真を見せましたように、今現在掘って出ている土が、こういう土。これはもう完全に瓦のガラや何かが入っていますので、これを流用するという話は先ほどの話じゃないけれども難しい話だと思いますけれども、この土とこの土を比べた場合に、皆さんどう思われるかということですよ。

それで、解体業者が掘り出した土は1立方メートル当たり1万円の費用負担が発生していますが、コパンが掘り出して積んだ土は費用は発生しておりません。同じ場所に仮置きしているのに、なぜ解体業者には1立方メートル1万円の費用を払うんでしょうか。そのまま解体の埋め戻しの土にすれば、コパンが掘り出すことにすれば、約700万円の費用負担はなかったのではないのでしょうか。過去の答弁を見返しますと、業者からという説明が目につきましたので、私も建設会社の専門家に聞いてみました。現在のすき取り土で埋め戻し、基礎の掘り方で処分することは可能だし、市にも専門家がいるではありませんか。市の専門家が施工会社の監督さんと協議すれば、コストをかけないということで協議できたのではないのでしょうか。何か違う理由でコストをかける必要があったのではないかと問われてしまいました。市の監督員は、建設会社とどのような協議をしたのでしょうか。必要であった、無駄ではないという根拠があるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほども文化スポーツのグループリーダーがお答えしたとおり、相手方とのきちんと協議の中で、その部分については購入土とすき取りをするということで進めてきておりますので、繰り返しの答弁でございますが、そういう理由でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 説明を聞いても、よく理解できません、私の能力で。今後、この山積み土、これを処分するのに、コパンの土は、予算では1立方メートル当たり4万円ですので、この掘削土は、1立方メートル当たり、先ほど掘削して積んで1万円かかっています。それを、今度予算で搬出して処分するのに4万円の費用がかかります。そうすると、これで5万円の費用がかかるわけですけれども、240立米の購入土も4万円で処分されていないか検証する必要がありますので、金入りの設計書、積算資料などを公表し、再度改めて検証し直すべきだと思いますが、当局の見解をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 金入りの設計書をというお話であったと思いますが、今回設計書の作成に当たりましては、議員も御存じのように業者の見積もりを採用しております。この見積もり業者においては任意に提出していただいておりますので、そういったことから、公表につきましては差し控えさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） また後でほかの質問で出てきますのであれですけれども、次に、前の月に出していただいた資料番号6番ですけれども、積算の根拠については、6月7日、7月24日で回答したとありますが、理解ができませんでした。具体的に再度教えてください。また、解体工事の金入り設計書の資料提出がなされませんでしたけれども、防災無線の工事は金入り設計書を開示したと聞きましたが、なぜ同じ請負工事である勤労青少年ホームの解体工事は金入り設計書の資料提供をしないのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 8月に資料要求のありました資料の提出ということで、設計図・積算資料ということでございますけれども、その回答の中で、契約書の添付図面、設計書ということで、これは以前に出したものがあつたということで、そのように回答させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それから、今、金入り設計書の開示ということで、過去に整備を私どもがしております同報無線は開示をしておるのになぜだという御質問でございますけれども、同報無線につきましては、専門の業者に、コンサルですね、そこに委託をしまして、開示請求があつたときも、そういった、当然ながら特殊なもの、部品、それから施工、施工単価等もそうです

ので、そういったことをきちんとコンサルにお伺いをして、これはきちんとお出ししてもよろしいですかという確認のもとにとれたものですから、開示をしたということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、なぜ今回のやつは公開ができなかったのか、もう一回、再度お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほど都市政策部長がお答えしましたとおり、内部設計であり、見積もりを使ってということの事情から、そこを出すわけにはいかないということで、そういう判断をさせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 納得できませんが、今の説明を聞いても、なぜ、積算の根拠や金入り設計書を出さないのか、理解できません。近隣市や愛知県においても、入札後、金入り設計書は開示しているし、数量などの積算資料は、業者が入札金額を決定するのに必要であることから、問い合わせや質問があれば、その場で説明するということです。他の自治体ができ、高浜市はなぜできないのか、市民に対して不信を募らす。近隣市や愛知県のように、積算根拠や金入り設計書を公表するよう、再度要請しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

資料番号8番について、質問します。

しゅん工届は6月30日で、しゅん工検査は7月12日と聞いておりますが、高浜市契約規則第49条第2項に、検査員は検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を検査調書に記載して契約担当者に提出しなければならないとあります。検査調書に、内容に適合しないものということで記載があったのかどうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 7月12日の日に検査を行いました。そのときに、しゅん工を確認するのに必要な書類が一部不足をしていたということで、書類の提出を求めて最終的な検査をしたわけであります。でありますので、7月12日に適合しないものと認めた、認めないという判断はつきませんでしたので、必要な書類の提出を求めて、最終的にしゅん工の確認をしたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） しゅん工検査報告書の意見欄に、書類の不備があり7月23日、26日に行ったとあります。書類不備であろうとなかろうと、第50条に基づき、7日以内に契約者に通知しなければなりません。7月19日までに結果通知しなければ契約規則違反になると思いますが、しゅん工検査報告書が7月26日付となっていて、結果通知は8月1日と聞いていますが、なぜ手続違

反と言われかねない契約規則に反する特別な取り扱いをしたのか、お答えください。

検査報告書の意見欄に記載のある、書類の不備の具体的内容をお答えください。また、しゅん工届が提出されてから3週間も確認できなかった理由も具体的にお示しください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、7月26日の日に最終的なしゅん工を確認しましたので、その後7日以内に結果通知を相手方に提出をしたということでございます。どのような書類がということでありすけれども、まさに650立米のすき取りの範囲、深さが確認できる書類により、これは設計値との確認を行ったものであります。また、設計書の中で土の埋め戻しがございますので、同様に240立方メートルの搬入が確認できる書類により確認をしたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、その提出されたという図面を資料要求したら出していただけますか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） その図面につきましては、検査のほうにはございません。具体的には、資料要求をいただきましたら、いただいたその資料の内容によって、個別具体の判断をさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） なぜ、今のような答弁になるわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 資料要求があった資料の内容については、例えばこれは検査のために公にされないといいますが、広く流通されることを予定されないような書類もございます。そういったものについて、個別に判断をする必要があるということで申し上げた次第でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の答弁では納得しませんけれども、また後ほど今言われたように資料要求をさせていただきます。

8月1日の結果通知に、契約規則に照らして違法性はないか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 大変恐縮でございますが、反問をさせていただきますので、御許可をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 許可します。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 6番議員おっしゃる契約規則に違反がないかということでございますが、具体的に、どの条文に照らしてかお教えいただければ幸いです。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） しゅん工検査が出てから何日以内という規則がありますよね。それを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 検査でございますけれども、契約規則上は、完了の通知を受けた日から14日以内に検査を行うということになっておりますので、14日以内に行わせていただいたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） しゅん工届は6月30日に出ているんですね。そうすると、6月30日に出ているということは、それから2週間ですと、7月14日まではやらなければいけない。それから、先ほどの話で7月23、26日に書類の不備があって、最終的に出てきたのが、8月1日にしゅん工検査の通知を出している。だけれども、実際には、もともと7月12日にしゅん工検査をした。それができなくて、それが延びた。だけれども、それは今の話で、きちっと契約規則どおりに、要は私が質問しましたように、反問権でいろいろ言われましたけれども、それはおたくのほうがよく知っておるわけでしょう、何日から何日までの間にやらなければいけないとか。その契約規則があるわけじゃないですか。それに基づいて、今8月1日の結果通知が契約規則に照らし違法があるかないか、それを聞いておるわけですよ。それで、何で反問権の形でいつまでというあれが出てくるんですか。契約規則はよく知ってみえるのだから、そのやつに基づいて違反性がないかどうかということを知っているんですから、それだけ教えてくださいよ。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 契約規則は幾つかのことを規定しておりますので、契約規則違反ではないかという御質問でしたので、具体的に契約規則、幅広い中でどの部分をおっしゃってみえるのかを特定させていただかないと十分なお答えができないという趣旨で、大変恐縮ではございましたけれどもお聞きした次第でございます。その上で、6番議員おっしゃられるのが契約規則の第48条から第50条のことであるというふうに私は理解をさせていただきましたので、その部分について、お答えを申し上げます。

まず、完了届が出てから14日以内に検査をいたしました。最終的にしゅん工と認めたのは、7月26日にその確認をいたしましたので、それから7日以内に通知をさせていただいた次第でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） はっきり言ってくださいよ。

今の話でいくと、契約違反じゃないと。規則違反じゃないと、そういう考えでいいですか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 契約規則にのっとって検査をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 説明を聞いても、契約規則違反ではないということの理解は、私はできません。規則にない特別な手続をすれば、業者との癒着があるのではないかと市民からの不信につながります。特定の業者に融通を図っていると言われたいよう、特にしゅん工検査は規則に沿った手続を厳格に行うよう要請しておきます。

次の質問にも関係しますが、前回議会での質問では、検査は、設計数量の確認を適正に行っているとの総務部長の答弁がありましたが、マニフェストの数量に疑問がありますので、議員として、税金が無駄遣いされていないか検証する必要があります。資料提出がなかったことや書類の不備を理由として検査を引き延ばし、工事遅延を隠蔽していると疑われることがないよう、説明責任を果たすことを要請しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

議会初日にアスファルト面積の説明がありましたが、7月の臨時議会では、アスファルトの面積と処分数量について、中身を調査して説明すると深谷部長より答弁がありました。面積の説明はありましたが、処分数量について調査した結果の説明がありませんでした。再度説明をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今の御質問で、面積のことについては、大変、私ども初日にも申し上げましたけれども誤解を招きやすい表現になっておったのかなと、今後は気をつけたいというお話をしました。

処分数量でございますが、マニフェストのほうには、631.5トンのアスファルト舗装については撤去処分されております。これは、比重の換算係数というのがございまして、これが立米当たり1.8トンという係数になりますので、631.5トンと1.8トンで除しますと350.8立方メートルになります。この350.8立方メートルを、一般的ですよ、一般的には、アスファルトはテニスコートのほうも5センチ、それから駐車場の舗装も5センチというふうに仮定をしますと、その厚みから類推すると7,000余の平米数を処理したことになりますので、若干場所によって5センチ以上に厚みがあったところもあるのかなと。それは、処分量からきちんと計算しても適正に処理されているなという判断をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 適切な積算であったということですがけれども、適切な積算であったか検証したいので、アスファルト舗装の撤去費とテニスコート舗装の撤去費はそれぞれ幾らで設計単価を計上しているのかをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） まず、設計単価ということでございますが、金入りというお話になりますけれども、アスファルト舗装につきましては、アスファルト舗装5センチをそれぞれ所定の機械でめくって、壊して、そこを処理するという手間を含めた処分の単価ということになります。一方、テニスコートにつきましては、設計書の表記のところをごらんいただきますとおわかりだと思いますが、設計書については、テニスコートの舗装は人工芝が上部に設置をしてありました。その人工芝を全て剥がして、砂が乗っておりますので砂も含めてそこをきちんととって、それからテニスコートの下部にあります暗渠排水、それから周囲の縁石、側溝、それからテニスコートのみじゃなくてテニスコートの周辺という形で、その外周の部分の排水の舗装についても、この3,690という面積には含まれておりますので、それを処分しておるということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 適正かどうか市民の皆さんにも理解していただくためには、この2点の単価は答えていただく必要があると思います。都合の悪いことは説明しないと言っていると思えません。提示することを要請しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

議会初日に、アスファルト撤去面積が6,607平米の説明がありましたが、建屋が482平米で、ゲートボール場が約730平米であると聞いております。テニスコートの面積は省かれるので、敷地面積の合計は約7,800平米となります。この合計は、敷地面積約8,700平米と比較すると、900平米ほどつじつまが合いません。7月の臨時議会では面積の整合性を後日答えるとのことでしたが、8月31日にはその説明がありませんでした。敷地面積8,700平米との整合性について、再度説明をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 答弁できますか。

企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 大変申しわけないですけれども、今おっしゃったように、8,728というのは、私も測量をした後の計測をした敷地の面積というのは頭にあるんですけれども、その中から、今おっしゃったように、ゲートボール場でしたか、その部分を引かれて、なおかつ残った面積、建物の面積が482というふうにおっしゃいましたけれども、その部分を引いた後で、900というのがどこに当たるのかというのはちょっと今すぐには出てきませんので、これは一度調べて、今おっしゃいましたところをまた資料でお出ししたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 文書で回答してください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） わかりました。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、資料提出のあったマニフェスト総括表で、アスファルトの処分は631.5トン、先ほど説明がありましたけれども、説明のあったアスファルト面積6,607平米に、インターネットで調べていただければわかりますが、産廃処分換算率を掛けて計算してみますと488.9トンとなりました。142トンもの処分数量が不明です。処分量631.5トンを処分したことは間違いないか。どのように確認したのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 確認と言いますのは、法的に定められたマニフェストを、私どもは業者さんが提出をされたものを確認するというので、そこが、先ほど私が申し上げました631.5トンだということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それは、マニフェストを確認したわけですか。現場は確認していないということではよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 監督員はそれなりに現場のほうで状況等を確認しておると思いますが、最終の処理のもの、いわゆるボリュームについてはマニフェストの確認でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 議会からの資料請求で、マニフェスト総括表、わざわざ気をきかせていただいて、わかりやすいようにまとめていただきまして、ありがとうございます。そのマニフェストの総括表では、5月17日にアスファルトガラを岡崎のリサイクルプラントに搬出していますが、マニフェストでは、1台の大型ダンプで10往復していることが確認できます。処分場まで、普通車で往復80分ぐらいかかります。大型ダンプではさらに時間がかかると思われることや、現場での産廃の積み込みやリサイクルプラントでの荷おろしがあるので往復90分ぐらいはかかると思います。リサイクルプラントは午後5時までの受け入れということですので、産廃事業者に確認しましたが、青少年ホームから岡崎のリサイクルプラントまで、渋滞する時間もあるので、休憩もとらないで運んでも1台のダンプでは4から5往復が限度ではないでしょうかということでした。ほかの日を見ましても、1台の車両で7往復している日が数日あります。

また、コンクリートの処分量が、総括表の内訳とマニフェストの数量が違う部分があります。学校整備での産廃処分の答弁では、マニフェストの閲覧ができるとの議会答弁がありましたので、8月29日にマニフェストの原本を確認したいということで文化スポーツの窓口に行ったところ、学校整備とは違うということで閲覧を拒否されました。なぜ学校整備は議会からの資料請求や情報公開請求がなくても閲覧できるのに、青少年ホームの閲覧は拒否するのか理解できません。私の議員活動を妨害していると思えません。高浜市議会基本条例に基づいて、議員として調査する必要があるということで閲覧要求しているのに、拒否する理由をお答えください。

また、1台のダンプで、1日10往復しているということは、数量を割り増ししているのではないかという疑問もあります。議会の答弁で、総務部長から、検査では、設計数量は間違いはないことを確認している旨の答弁がありました。産廃処分量に間違いがないのか、確認方法は適正であったのか、再度お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 私のほうから設計数量に間違いがない旨の答弁があったということですが、検査といたしましては、設計書をもとにその数字と実績値の確認をさせていただいているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 資料要求というお話の中で、マニフェストということでありましたけれども、私ども資料要求いただいたときに、マニフェスト全てを焼きますと252枚ぐらいございます。それを考えたときに、議員さん一人一人のお手元にそれを届けるよりも、当然ながら、突合してきちんと総括表をつくれますので、それをお出ししたほうがいいんだろうということで、それをマニフェスト管理台帳という形でお出しをしておるということでございます。

おっしゃるように、それが全て見たいんだと、必要だということで、議会としてそういったものが必要だということになれば、お出しをしないかんのかなと。先ほどから、高浜市議会基本条例ということで調査活動という部分をおっしゃっていますけれども、これは議員さん個人の調査権じゃなくて議会としての調査権ですので、そこをお間違えないように、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 議会としてじゃないでしょう。議員の責務として書いてあるんですよ。そのところ、総務部長、答えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今、議会基本条例を私は持ち合わせておりませんので、議員活動ということは恐らく書いてあると思いますが、議員個人の調査権については、恐らく書いていないんだと思います。先ほど6番議員が、議員活動として行っていく、議員の調査を妨害しているのではないかという御指摘がございましたけれども、今、企画部長が申し上げましたのは、制度としては議会としては調査権がございしますが、個々の議員に対する調査権というものは、制度上はないという趣旨で申し上げたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員、あと3分ですので、まとめていただきますようよろしくお願いいたします。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） あと2分ということですので、まだ幾つかありますけれども、これは次の

議会の一般質問で再度行わせていただきます。

それでは、まとめといたしまして、いいです。質問の途中ですけれども、次に、再度また12月の議会で、このことについては続きをやらせていただきますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員、着席してください。

暫時休憩いたします。次の再開は、14時50分。

午後2時39分休憩

---

午後2時50分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、杉浦康憲議員。一つ、教育行政について。以上、1問についての質問を許します。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一つ、教育行政について、一問一答にて質問をさせていただきます。

学習環境の改善の一つとしてのエアコン設置については、先ほど杉浦辰夫議員の一般質問でお答えいただきましたが、財政の都合上、まだすぐに設置とは見込めませんし、当然、きょうからも台風一過とはいえまだまだ厳しい残暑が予想されます。エアコンを設置されるまでや授業中、登下校中など家庭や学校でできる暑さ対策はまだまだあるはずですが、そんなちょっとした工夫や対策について、お聞きしたいと思います。

まず初めに、幼稚園や小・中学校の暑さ対策の現状についてです。

各学校においては、熱中症を発症するおそれのある体育の授業等、運動を伴う活動について、どのように制限を設けているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 各小・中学校では、熱中症予防運動指針で示されている暑さ指数となるWBGTの数値と音や光で危険状態を知らせる熱中症指数モニターというものを市教委で購入し、配備いたしました。そして、それを使って熱中症の危険度を随時測定しております。測定した熱中症指数の危険度は職員室に掲示して周知し、場合によっては校内放送で流すことによって、教職員や児童・生徒に情報を共有しています。

そして、暑さ指数となるWBGTが31度を超えた状況では、体育の授業や長い休み時間の運動、また、中学校の運動部の活動、あと、これまでは小学校のプール開放や校外活動なども中止をしてまいりました。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番(杉浦康憲) ありがとうございます。

きちんとした基準をもって制限したり、時にはその情報共有のために校内放送もしていただけるということを聞きまして安心しました。

先日、高浜小学校の夏休み前の終業式ですが、この日もかなり暑さが厳しく、学校の配慮で体育館では行わず各教室にて放送で行ったと聞いております。このように、人や環境や場所の違いによって臨機応変に先生方には引き続き対応をお願いしたいと思います。

続いて、登下校時や授業中、部活動中などの暑さ対策についてお聞きします。

例えば、登校時に保冷材を使用したり、授業中に冷感タオルのようなものを首に巻いたりするのはどうなのでしょう。あと、もう一つ提案なのですが、私どもも夏場はそうですが、いわゆるクールビズではないですが、夏の暑い時期には体操服で登下校や授業を受けたりするのも一つの手だと思います。

ちょっとした小物や今ある体操服を使い、暑さを少しでもしのげるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長(鈴木勝彦) 学校経営グループ。

○学校経営G主幹(村越茂樹) ささまざまな工夫についてですが、登下校時におきましては、現在、小学校では、全員が、当然制帽がありますのでそれをかぶって登校をしております。それとともに、各御家庭の判断で、今、議員がおっしゃられたとおり冷感タオルや保冷剤を持参し、活用している子供もおります。

中学校では、夏季休業中においては部活動に参加する場合や出校日等、登下校も体操服、そして校内活動も体操服を認めてまいりました。あと帽子の着用も、当然のことながらこれも推奨してまいりました。

あと、南中学校におきましては、先ほども報告いたしました、7月の一番暑い最終週に限ってでしたが体操服で授業を受けることも可として対応してまいりました。

それから、9月が今始まりまして学校も再開いたしました、両中学校とも現時点では登下校も授業も制服で過ごすという形で進めておるところであります。

ただし、先ほど議員もおっしゃられたとおり、残暑まだ厳しい折でありますので、今後の対応につきましては、6月末から実施しておりました教室環境調査を引き続き実施しまして、その結果も見まして、子供を取り巻く環境に応じて今後対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(鈴木勝彦) 1番、杉浦康憲議員。

○1番(杉浦康憲) ありがとうございます。

授業中の体操服の着用ですが、南中では既に行っているということですが、ぜひとも高中でも

御検討いただければと思います。かなりそういった制服と体操服では体感温度というのは違うのではないかなと思います。

あと、中学生の帽子、夏休み中に部活動等のときは帽子を許可されていたということですが、そういったことを考えたときに、自分が中学生のときに、たしか制帽みたいなものがあつたなと思いましたが、そういういえば最近かぶっている子を見ないなど、いつの間になくなっちゃつたのかなと、今、思ったんですが、そういった帽子というものは日差し等に非常に有効だと思いますので、ぜひともそういったものもまた御検討いただければと思います。

では、授業中において、エアコン設置以外で学校や家庭でできる対策について、どのような工夫を行っているのか、具体的な取り組みについてお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 現在、授業中におきましては、南側の天窓まで全て開放いたしまして扇風機を使用して授業を行っておるところであります。また、授業の途中に給水タイムを設けて、確実に給水が途中でできるように教員が意識して声かけを行っておるところであります。

それから、給水タイム以外であっても、子供がどうしても喉が渇いてしまったという場合につきましては、教員の許可を得ていつでも飲むことができるようにしております。

また、子供たちの水筒の中身について、まだ暑い日が続きますので、運動会もあります、遠足もあります。前期末までは、現在はスポーツドリンクの持参も許可しておるところであります。

このように、小まめな休憩や水分補給を徹底したり、塩分の摂取を意識したりする対策は、日常的に学校が取り組んでいるところでもあります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

やはり、水分補給というのは基本であり一番重要なのではないかと思います。うちの子供もそうなんですが、子供たちは毎日水筒を持って行っていますが、暑い日には空になってしまうときもあると思います。

変なことを聞くようですが、学校の水は飲めるのでしょうか。あと、また、各校に冷水機というものがある学校もあるかと思うんですが、配置状況についてお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 現在、冷水機につきましては、港小学校に1基、それから両中学校に1基ずつございます。それ以外の学校については設置がされておられません。

当然、3校につきましても、全校児童・生徒の飲料を確保するには十分な台数とは言えないところではありますが、全ての小・中学校において薬剤師が水道水の水質検査を定期的実施してお

り、水道水を飲んでも健康上何ら問題がないという形で検査の結果が出ておりますので、水分が不足したら水道水を飲んでよいことを子供たちには伝えていきます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

冷水機なんですけれども、私もインターネットで調べましたけれども、1 台10万円未満のものから20万円ぐらいまでいろいろとありましたが、そんなに高価なものでもないもので、せめて各校に1 台ぐらいは設置を検討していただければと思います。

では、次に、エアコンを設置するまでの低学年や支援学級を中心とした教室環境の改善について、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 特に低学年、体力がありませんので配慮が必要であるということとは重々承知をしております。

教室の室温の上昇というものは、外気の影響とともに日射の影響も大きく受ける場所でありますので、これまで、校舎南側にグリーンカーテンと呼ばれるような、植物を育ててカーテンにするんですが、活動を行ってきた学校もあります。ただ、それにつきましては植物の生育にその効果が大きく影響されることや、設置する、維持管理に必要な費用や労力というものが非常にかかることから、積極的に各学校が行っているという状況では今現在ありません。そのかわりとなるものになるかどうかあれですが、よしず等の設置についても今後は検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

確かに、日差しというのは大きな影響を受けると思いますので、手間を惜しまぬ対応をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、ここで少し論点を変えてみたいと思います。

皆さん、少し考えてみてください。夏季の学校での学習環境において、一番の暑さ対策というのは何だと思えますか。

皆さん、どう思ったかわかりませんが、夏休みだと思えます。

そもそも、夏は学習環境に適さないから夏休みがあるんだと思います。ことしに限ってでも、本当に暑くなったのは夏休みの前の1 週間程度であったのではないのでしょうか。

では、極端な話、夏休みの前倒しについて実施する考えがあるのかどうか、教育委員会の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 夏季休業の前倒しはという御質問ですが、現在のところ、その予定はありません。考えておりません。

しかし、今年度のような猛暑が来年以降も続くようならば、検討していかなくちゃいけない課題であると考えております。

12番議員の質問で答弁しましたとおり、今年度の状況でいえば、夏季休業前の1週間程度が、特に子供を取り巻く学習環境が悪化し、問題となると考えます。仮に1週間、夏季休業を前倒しすることになりますと、授業時間確保のため、冬季休業を削ったり、土曜日に授業日を設定したりするなどの工夫をしていく必要があります。各校の年間指導計画や行事予定を組み直していく必要があります、今後、校長会等でも話題として検討はしていきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

本当に極端な話でもあるし、この地域においては何十年も前から夏休みはこの期間ということなので学校だけの問題ではなく、そのほかにも大きく影響が出てしまうのではないかと思います。

さらに、逆に考えれば、エアコンがつけば学習環境が改善されるのであれば、夏休みを短くしたらという考えも逆に出てくるのではないかと思います。

最後に、公立幼稚園の夏の過ごし方について、どのような工夫がされているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 公立幼稚園の夏の過ごし方についてお答えします。

幼稚園では、学校と違いまして、夏は水遊びが中心になっております。当然、それ以外の外遊びも部屋の中での遊びもすることがございます。

そういったこともありまして、園庭には例えばテントだとかパラソル、日よけシート、グリーンカーテン等で直射日光を避けられるような環境を用意して、日陰をつくったりしておりますとともに、園庭に水をまいたりして外での暑さを少し和らげた外遊びができるような環境の工夫をしております。

それから、保育者が園児に定期的に水分補給という面では声がけをさせていただきまして、しっかりちゃんと飲んでいるかなというのは、小さいお子さんですとなかなか本人が飲んでいるとよと言っても難しい部分もございますので、保育者が水筒のお茶の量を実際に確認したりしながら、水分補給がされておるかというようなことを確認しております。

また、そういった中で、お茶の足りない子には園のほうで用意をすいたり、保護者の方にも多めにお茶を用意していただくように声がけをして、一緒になって取り組んでいたりして、しっかり水分補給もできるような環境を整えております。

ことし、特に暑さが厳しかったこともございますので、様子を見ながら、午前中の答弁にもございましたとおり、幼稚園には保育室、一部、3歳のお部屋を中心にエアコンが既に設置されておりますので、そういった部屋を活用しておりましたり、園の時間も、活動や行事の内容みたいなことも見直したりをその都度させていただきながら、これまで以上に今年度配慮して保育に当たっております。そういったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） いろいろと工夫をされているということで、ありがとうございます。

それと、先ほどの杉浦辰夫議員の質問の答弁によれば、幼稚園のエアコンについては12月補正をも考えているとのことでしたので、まだまだ体の小さい幼稚園児にも御配慮いただきましてありがとうございます。

以上で、学校における暑さ対策の質問を終わりますが、この問題はエアコンがつけばいいという話ではないと考えています。確かに、教室内ではかなり改善されると思いますが、逆に教室と外の気温差の問題やエアコンに弱い子供もいると思います。ランニングコストや運用基準など、今後に想定される課題は山盛りです。

先日、こんな記事を見つけました。熱中症対策に体操服の裾を出そうという記事です。

何のことかということ、学校では体操服のシャツの裾をズボンにしまうように指導されることが多いそうです。そこで、群馬県前橋市内の中学の理科の先生が実験をしたそうです。生徒4人に運動をしてもらい、その後、裾を入れて運動した生徒、裾を出して運動をした生徒の体温をサーモグラフィーではかったら、4度ほど裾を出して運動をした生徒の体温が低かったとの結果が出たというものです。もちろん、生徒による差、運動による差など、全てこのような結果になるとは思いませんが、数字としてこのような結果が出たのは、今後の選択肢の一つとして学校で臨機応変に対応してもらえればと思います。

このように、エアコンに頼ることのないちょっとした環境整備や視点の切りかえで暑さをしのぎ、子供たちの学習環境や成長を守ることができるのではないかと私は考えています。

では、続いて2問目、キャリア教育について、お聞きします。

6月の定例会で外国語教育と道徳教育についてお聞きしました。

近年、学校ではさまざまな教育が必要とされていますが、今回はキャリア教育の必要性について、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 近年の目覚ましい社会環境の変化は、子供たちの心身の発達にも大きな影響を与えております。

高浜市においても、人間関係をうまく築くことができない子、将来に希望を持つことができない

い子供がふえております。とどまることなく変化するこの社会の中で、この変化を恐れず、さまざまな課題に柔軟かつたくましく対応していく力と態度を育てることは不可欠でございます。そして、その力を育むのがキャリア教育だというふうに私は考えております。

我が国においてキャリア教育の必要性が提唱されたのは、平成11年12月、中央教育審議会答申、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においてです。この審議会で、キャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要があるとし、さらに、キャリア教育の実施に当たっては家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校で目的を設定し、教育課程に位置づけて計画的に行う必要があると提言されております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

答弁にありましたように、まさに対応していく力がキャリア教育の始まりだと思います。

では、高浜市におけるキャリア教育の考え方について、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 先述した提言を受けて、高浜市では、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力といった4つの能力を育てることを目標とし、小・中学校ともにキャリア教育全体計画を作成しております。

キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、さまざまな教育活動を通して実践されることが求められているため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで取り組まれます。小学校から行われる係・当番活動も、係や当番の活動に取り組むことで、その大切さがわかるという点では、情報活用能力の中の職業理解能力を育てているというふうに私は思っております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、次に、高浜市におけるキャリア教育の具体例について、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 小・中学校の活動の具体例をお答えいたします。

小学校は吉浜小学校を例とさせていただきますが、1年生から6年生まで系統的なキャリア教育を進める年間指導計画を作成しており、4年生になりますと、吉浜まちづくり協議会や人形小路の会の方から菊人形や細工人形の歴史を学び、菊人形を製作する体験を行います。学んだことを低学年に語り継ぐ場を設定することで、成長や発達につなげる実践をしております。これについては、今年度は県の委託事業も受けております。

ほかの小学校においても、地域に根差したキャリア教育を進めておるところであります。

中学校は高浜中学校を一つ例に挙げさせていただきます。1年生で働く人の話を聞く職業セミ

ナーがごございます。職業セミナーの講師は、高浜市で働いている方をお願いして、働くことの意義や仕事の内容を聞く機会としております。2年生になると、学校を出て実際の職場で3日間の職場体験活動を実施しております。希望する職場での実習が可能かどうかについては、基本的には生徒本人が直接職場と連絡を取り合って交渉をいたします。場合によっては、何度も何度も断られる経験をする生徒もありますが、こういった経験がそれぞれ一人一人の選択力や我慢強く道を切り開く力を育てることにつながっていると考えております。こうした取り組みが3年生になったとき、将来の自分の姿を思い描き、自分に合った進路選択をすることにつながっていくと考えます。

南中学校も実施学年は異なりますが、高浜中学校と同じような活動をして取り組みをしているところでもあります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

こういった取り組みというのは、自分たちのころは余りなかったのですが、今ではいろんなことを学校で体験させてもらえるんだなというのはすばらしいことだなと思います。

私の会社でも、以前に生徒を受け入れた記憶があります。みずから連絡してきて、3日間、ともに仕事してもらったことは、生徒にとっても初めて職業というものに触れ合う機会であり、受け入れた私もいろいろ勉強させてもらったことを覚えています。

では、その職場体験の実績について、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） それでは、職場体験の29年度の実績を御報告申し上げます。

体験日数については、先ほども申し上げたとおり両中学校とも3日間でございます。

高浜中学校では、2年生が体験をし、参加者は302名、受け入れ先事業所は139の事業所であり、中でも受け入れの多かった事業所は、卸売・小売業、教育・学習支援業、飲食店・宿泊業でございました。

生徒の体験後のアンケート結果からは、職場体験活動で働いている人の苦労や働くことの大切さなどが学べたと思う・おおむねそう思うと述べた生徒が全体の99%となり、職場体験が勤労観や職業観を育む体験となっていることがわかりました。

南中学校では、1年生で職場体験を実施しております。参加者は210人、受け入れ先事業所は104事業所で、受け入れの多かった事業所の種類といたしまして、飲食店・宿泊業、医療・福祉、卸売・小売業でございました。高浜中学校と同様のアンケート結果から、職場体験活動で働いている人の苦労や働くことの大切さなどが学べたと思う・おおむねそう思うと述べた生徒は98%という結果となりました。

受け入れ事業所の方の反応ですが、意欲的な姿にとっても感動したという好意的な意見や時期的に繁忙期であったため、うまく体験をさせてあげることができなかつたと職場体験活動の時期を考える建設的な意見もいただきました。

今後、そういった意見を反映させながらよりよい職場体験活動を今後も推進し、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

おおむね肯定的なアンケート結果ということで、自分と同じような感想かなと思っております。

では、今後のキャリア教育の課題についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） キャリア教育というものが注目されて、今、本当にその必要性や意義の理解は学校教育の中で徐々に高まってきており、さまざまな活動が行われています。

さらに、今後も推進していくことが必要であることは大変よくわかるのですが、小学校においては大変厳しい状況にあります。前回のときにも御質問いただきました道德の教科化、外国語科の導入やプログラミング教育の実施、小学校では新たな取り組みが次から次へと学校現場に押し寄せている現状があります。

そういった中で、現在行っている教科における取り組みをいかにキャリア教育の視点で見直すことが大切かということが、今、現場の課題となっているところであります。

生活科の「まちたんけん」や社会科の「人々のくらしと安全」では、これらの学習にキャリア教育の視点を入れることで、狙いを明確化し、体験活動を一過性のものとして終わらせることなく自己有用感の獲得や働くことや学ぶことへの意欲の向上につなげる努力を今しております。

また、中学校における職場体験も、体験活動が重要という側面のみ捉えて職場体験活動の実施をもってキャリア教育を行ったものと、そういうふうにみなす傾向とならないように、一人一人の教員の受けとめ方や実践の内容における理解が、今現在、課題となっておりますので、今後、よりよいものを求めて続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今、村越先生が言われましたように、学校現場には次から次にいろんな事業が押し寄せてきて、なかなか大変なんだなというふうに思っております。

今、答弁にありましたように、今やっていることをキャリア教育ということの視点で見直すこと、そういったことで対応できるのかなというふうに思っております。

それでは最後に、今後のキャリア教育の展開についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 各校、キャリア教育に関する指導の計画については、学校の中にも年間の指導計画が立てられているところであります。

そういった系統的なキャリア教育を各校で現在推進しておるところであります。上級生が下級生に学んだことを伝えていく場、生かせる場を設定するなど、異学年との交流、縦のつながりを意識したものとしてまいりたいと考えています。

職場体験を実施した教員が、職場体験で学んだ挨拶や積極的に行動することの大切さなどについて、学校生活の中でも折りに触れて将来の自分の姿を考えさせ、常に向上心を持って生活しようとする生徒の意識を高めていきたいという課題を挙げております。

生徒の意識を高めるための手立てとして、身についた能力が具体的行動となって生かすことができる場を設定することがとても大切であるというふうに考えています。

このほかには、高浜市教育基本構想にある異校種間連携推進事業における高浜カリキュラムにおいても、キャリア教育の視点で、今後、活動を見直してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今回、私もキャリア教育を質問するに当たり、自分でも一度キャリア教育とは何だろうと考え直してみました。よく、キャリア教育とは職業教育であると混同されがちで、自分も少し誤解していたように思います。自分なりに勉強し直し、さらにきょうの答弁を聞かせてもらい、学校におけるキャリア教育とは、将来の自分を考えさせ、具体的な行動や思考を生かせる場をつくる、そんなことではないかと思いました。

もちろん、そんな一言でまとめられる単純なものではないと思いますが、高浜の子供たちが将来の夢や希望を考え、語り、そしてそこにどうやったらたどり着くことができるのかを考える教育をお願いしたいと願います。

そこで、もう一問、お願いというか質問をさせてください。

前半、学校の暑さ対策でいろいろと質問や要望をさせていただきました。聞き入れていただいたこと、引き続き学校で検討をしていただくこと等答弁がありました。

質問をしておいてこんなことを言うのも何なのですが、本来予算が必要なものを除けば、学校の中で生徒の暑さ対策について、議員が余り口を出すようなことではないと私は考えています。なので、先ほど検討していると言われた夏季の体操服でのクールビズのこと、授業中での冷感タオルの扱い、中学生の登下校時の帽子、スポーツドリンク等をこれ以上押し込むつもりはありません。

せん。学校という集団生活をともに過ごす多様な生徒がいる中、許可したものが想定外のことまで引き起こす可能性を考えると、学校や先生が二の足を踏む理由もわかります。

そこで、だからこそ、そこに生徒を交え、じゃあ、自分たちがどんなことに気をつけたらいいのか、ルールや期間などをともに考える機会をつくることはお願いできるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 議員の御提案の件、よくわかります。

生徒会活動だとかそういうことを、多分、活発にして、子供たちと教員と保護者も巻き込んで取り組んでいってほしいということだと思いますので、確かに、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、生徒が計画を立て協力して自主的、実践的に取り組むことはたくましく生き抜く力を身につける上で重要であると考えております。生徒自身が集団生活の意義や学校生活を送る上で必要となることについて理解し、よりよい行動の仕方を身につけることは、学校生活はもちろんのこと、これから社会生活を営んでいく上で欠かすことはできません。

学級活動や生徒会活動において、生徒が課題を見出し、よりよい学校生活のためのルールづくりについて教職員とともに考える姿勢は大切にしていきたいというふうに考えております。

御提案、ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございました。

ぜひ、この機会が子供たちのキャリア教育の一助になれば幸いです。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時30分。

午後3時21分休憩

---

午後3時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について。一つ、乳幼児健診における小児がんの早期発見について。一つ、不育症の周知や患者支援の推進について。以上、3問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、1問目、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について。

大阪府北部を震源とする地震から約2カ月が経過しました。大阪府高槻市の小学校でブロック

塀の下敷きとなり女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、文部科学省が全国の学校の安全状況を緊急調査しました。その結果、約4分の1に当たる1万2,640校で建築基準法に適合しないなど危険な塀があることがわかりました。そのうち約8割の1万122校が、発覚後に撤去するなど応急的な対策を講じていたとのこと。もともとブロック塀などのない学校は全体の60.2%で、ブロック塀などのある学校のうち6割以上に問題があったこととなります。

過去の地震でも犠牲者が出ており、1978年の宮城県沖地震では9人がブロック塀の倒壊により死亡しました。これがきっかけとなり、1981年に改正されました建築基準法施行令では高さの制限が3メートル以下から2.2メートル以下に厳格化されましたが、2005年の福岡県西方沖地震と2016年の熊本地震でもそれぞれ1人の犠牲者が出ております。

このような中、政府が予測するブロック塀などの倒壊件数は首都直下地震で約8万件、南海トラフ巨大地震で約85万件に上り、いずれも死者は数百人を超え、まさに潜む危険性の高さを示しております。

災害時に避難所の役割を担う小・中学校などの周辺にあるブロック塀への対策は、地域の安全性向上に結びつくと同時に児童が安全・安心に通学することができます。

宮城県では、1978年6月に発生しました宮城県沖地震、最大震度5を観測した地震で28人が犠牲になり、このうち小学生ら18人がブロック塀や石塀などの倒壊で命を奪われました。このことを教訓とし、宮城県は地震直後から通学路の緊急調査を実施し、翌1979年度からひび割れなどがあるブロック塀の撤去費用を助成する事業を開始しました。危険性の高いブロック塀の追跡調査を行うとともに、所有者らを訪問し指導を続けました。その結果、2002年度に536カ所だった危険箇所は、2017年度に88カ所まで減少しているとのこと。粘り強い対策が功を奏し、2011年の東日本大震災ではブロック塀などの倒壊による死亡事故は県内では確認されなかったそうです。

そこでお伺いいたします。

初めに、文科省から依頼がありました学校施設におけるブロック塀等安全点検等状況調査についての調査結果とその対策につきまして、既に報告を受けましたが確認のためお尋ねをいたします。

また、今後は通学路を確認すべきと考えますが、今後の取り組みにつきましてお伺いをいたします。

安全性に問題のある通学路を今後どうするのか。

また、通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、2問目、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてお尋ねをいたします。

我が国では小児の死亡原因の第1位はがんとなっています。

小児がんの患者と家族は発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えます。

子供ががんという診断を受けることで我が子を失うかもしれない恐怖で心がいっぱいになり、何がいけなかったのだろうかと思ひ悩み、早くに気づけなかった罪悪感にさいなまれたり見守ることにつらさを感じたりすることもあり、親にとって精神的な衝撃を受ける中で、治療の説明を理解し子供に伝え判断していくなど、御家族も気分が悪くなったり体調を崩したりすることもあるということです。

小児がんの発症数は年間に2,000から2,500人と年間発症数は少ないですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療が受けられないことが懸念されております。

このような中、国は昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。

そこでお尋ねをいたします。

初めに、小児がんの早期発見のためにどのような取り組みを行っているのか、お尋ねをいたします。

小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は、出生児1.5万人から1.6万人に1人と少ないですが、このがんは5歳までに95%が診断されており、その多くは家族が子供の目の異常に気づき受診に至っているということです。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。

腫瘍が眼球内にとどまっている場合は眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多く、そのためには早期発見がとても重要です。網膜芽細胞腫は白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができます。

そこで、乳幼児健診の医師検診アンケートの目の項目に白色瞳孔を追加してはとありますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、3問目の不育症の周知や患者支援の推進について、お尋ねをいたします。

不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡（生後1週間以内の赤ちゃんの死亡）を繰り返して、結果的に子供を持たないと定義されています。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。

厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われております。

流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。

不育症の原因につきましては、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%等で、原因不明は65.3%にもなります。

しかし、厚生労働省研究班によりますと、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどりつくと報告されております。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守る

ことができるということです。

流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用になり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

不妊症と比べいまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け、女性の4割は強い心のストレスを抱えたまま苦しみ続けているとのこと。

このような中、厚生労働省は平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配布いたしました。そして、平成24年10月に全国の相談窓口の一覧表を公開しました。都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、63カ所不育症の相談が可能になりました。

不育症の治療には多額の費用がかかることから、公費助成を行っている自治体もあります。このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要だと思います。

そこでお尋ねをいたします。

初めに、不育症につきまして、本市ではどのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

また、気軽に相談できる窓口体制の充実が必要ですが、相談窓口と周知啓発をどのように行っていますか。

また、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、小野田由紀子議員の1問目、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について。（1）学校施設におけるブロック塀等、安全点検調査結果と対策について。（2）通学路の確認について。（3）安全性に問題のある通学路をどうするのか。（4）通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用支援についての4問について、一括してお答えさせていただきます。

まず、（1）学校施設におけるブロック塀等安全点検調査結果と対策についてお答えします。

6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、本市におきましても、6月19日に小・中学校のブロック塀の緊急点検を実施し、高浜小学校において1件の危険なブロック塀を確認しました。確認したブロック塀は、長さは南側に約6メートル、東側に約4メートルで、全長約10メートル、高さは通学路側から見ると一番高いところで3メートル10センチとなっており、1メートル30センチの擁壁の上に60センチのコンクリート壁があり、その上に1メートル20センチ——これはブロックが6段ですが——積まれ、控え壁は

ありませんでした。このブロック塀は通学路に沿って設置され危険性が高いことから、緊急対応として予備費を使用し7月2日にブロック塀撤去工事を契約し、7月7日にブロック塀の撤去を完了しています。

また、ブロック塀撤去までの安全対策として、6月21日に高浜小学校の全児童に対して担任よりブロック塀についての注意を促すとともに、6月26日には保護者宛てに注意喚起の文書を送付、さらに、6月27日にはブロック塀自体に注意喚起の文書を張りつけ、危険の周知に努めてまいりました。

次に、(2) 通学路の確認についてお答えをいたします。

まず、通学路とは、各学校が、児童・生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路を指します。

さらに、今、述べたような一般的な定義とは別に、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条があります。この法令は、交通安全施設等の整備を推進する観点からのものであり、各学校が通学路を指定する際に制約を受けるものではありませんが、小学校や幼稚園、保育所に通う児童や幼児らが1日に約40人以上通行する小学校などの出入り口から1キロメートル以内で、児童らの安全を特に確保する必要がある道路の区間を通学路として規定しています。

したがいまして、本市における通学路の指定につきましては、道路整備の観点を鑑み、5年先、10年先の住宅・交通の状況や学齢児の数の推移を視野に入れながら、多くの児童・生徒が通行し、特に安全を確保する必要がある道路について通学路に指定しております。具体的には、毎年、各学校が通学路を申請し、これを教育委員会が取りまとめ、変更等があった場合は都市整備グループ等と合議を行い、新しい通学路を承認する形で行っております。

また、通学路の確認につきましては、毎年、通学路の状況確認や児童・生徒の指導のため、教職員による通学路安全点検を行っています。特に、小学校におきましては、小学1年生が入学後に、一人一人の通学路について目視による安全点検を教職員が行っています。

また、広い意味で通学路は、子供一人一人の家庭から学校までの道路とも捉えられます。そこで、授業参観日等の出校日に、親子による通学路点検を行い、各家庭の子供たちの登下校中の道路の危険箇所の把握に努めております。

各学校の安全点検で抽出された危険箇所につきましては、現場の様子を写真で記録し、その場所を校区地図上にあらわしたものを教育委員会へ報告させております。

通学路の安全点検につきましては、今後も引き続き、通学路の安全確保のため継続して行ってまいります。

次に、(3) 安全性に問題のある通学路をどうするのかについてお答えいたします。

例年、通学路安全点検で抽出した危険箇所につきましては、教育委員会を取りまとめ、都市整備グループ、都市防災グループ、警察等、関係機関と緊密な連携を図りながら、通学路合同点検

を実施しております。そして、通学路及び周辺環境の改善に向けて、安全対策案を協議し、通学路の安全確保を進めています。

本年度、6月18日に大阪府高槻市のプールの外壁が倒れ児童が下敷きとなり亡くなるという事故を受け、各学校におきましては、「通学路において、地震発生時に倒壊しそうな塀、壁、建物や転倒しそうな自動販売機等はないか」、「学校施設内において、地震発生時に児童・生徒に危険が及ぶおそれのある箇所等はないか」について、「あいちの学校安全マニュアル」の地震発生時の対応を参考に、視認による緊急調査を行いました。

今後の地震発生時の安全確保に向けての具体的対応についてお答えいたします。さきの9番議員及び12番議員の一般質問の答弁内容と重複がありますことを御了承願います。

愛知県主催の建築物の既設の塀の安全対策に係る緊急会議を踏まえ、愛知県の職員と本市の職員で、7月17日より重点地域を定め、週1回のペースで現地調査を実施しています。まずは、青木町を中心に、順次、ブロック塀の調査を進めています。調査結果につきましては、所有者に対し定期的にポスティング等により周知を図り現状をお知らせするとともに、調査結果に基づく問い合わせ等に対しては個別相談に応じていく予定です。なお、現地調査は時間を要するため、市内全域を調査するには相当の日数と労力が必要となることが想定されることを御理解いただきたいと思っております。

また、現在、各学校におきましては、校種や学年等に応じた安全教育を計画的・継続的に実施しております。通学路点検で抽出された危険箇所を参考に、ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒などに注意し、これらのそばから離れたり、ビルの壁、屋根瓦、看板や割れた窓ガラスなどの落下に注意して建物から離れたりするなどの防災教育を繰り返し行ってまいります。

次に、(4)通学路に面している民間ブロック塀等の撤去費用支援についてお答えします。なお、先の9番議員及び12番議員の一般質問の答弁内容と重複がありますことを御了承願います。

これまで発生しました大規模地震の教訓を踏まえ、通学路に面しているブロック塀を含む民間ブロック塀等の安全対策は、この地域でも南海トラフ巨大地震の発生等が危惧される中、同じ被害を繰り返さないためにも喫緊の課題であると認識しております。

本市では、平成21年度までは生垣設置奨励補助金制度がございましたが、高浜市補助金等評価委員会の審査結果等を踏まえ、平成22年度より廃止をしています。現在は、民間ブロック塀等の安全対策に関連する支援制度はない状況であります。

しかしながら、御質問にありましてとおり、本年6月に発生しました大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊によりとうい命が失われました。現在、県職員と一緒に取り組んでおります現地調査の状況等を踏まえ、危険なブロック塀等の撤去を推進するため、現在、補助制度の準備を進めております。

子供たちを含む市民一人一人が安心して道路を通行していただくためにも、今後も現地調査を

継続し、所有者に対し安全点検等を促し、補助金の活用などを周知していく中で、危険なブロック塀等の取り壊しの促進に努め、安全な通学路の確保等に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田議員の2問目、乳幼児健診における小児がんの早期発見について、（1）小児がんの早期発見の取り組みについてお答えを申し上げます。

初めに、小児がんについては、平成24年6月に国において第2期がん対策推進基本計画が策定され、分野別施策として新たな項目として小児がんが追加されました。

この基本計画では、がんの診療、緩和ケア体制や地域がん登録、こちらの充実に加え、小児がんやがん教育、そして、がん患者の就労を含めた社会的な問題についても取り組むこととされ、このことにより国民全体のがん死亡率の低下や5年相対生存率が向上するなど一定の成果が得られてきました。

また、小児がん対策では、計画期間中に家族が利用できる長期滞在型施設や相談センターなどが併設されている小児がん拠点病院が全国に15カ所指定されました。

その後、第2期計画の見直しがされ、がん対策を推進する基本的な計画として、平成30年3月、第3期がん対策推進基本計画が策定されました。この第3期の基本計画では、がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指すことを目標に掲げ、その実行期間は平成29年度から平成34年度までの6年間とされています。

第3期計画では、小児がんは、小児の病死の主な原因の一つであり、多種多様ながんの種類を含むこと、乳幼児期から小児期、活動性の高い思春期といった特徴あるライフステージで発症し、発達に直接影響するものであるとしています。

小児がんを中心としたこうした世代のがんには、成人のがんとは異なる対策が求められます。また、臨床研究の推進により小児がんの治癒率は向上しているものの、依然として治癒の難しい症例も存在しています。加えて、十分な診療体制の構築とともに、がんの治療後に起こる合併症や後遺症、成長発達への影響などの対応が必要なことも小児がんの特徴です。

次に、愛知県では、国の第3期がん対策推進基本計画の計画変更を受け、第3期愛知県がん対策推進計画を策定しています。

県計画では、子供から高齢者までライフステージに応じたがん対策の推進を打ち出しており、とりわけ小児がん対策については、小児がん拠点病院である名古屋大学医学部附属病院を中核とした地域の小児がん治療に関する連携協力体制の強化を図るとともに、本人や家族に対する相談支援や退院後に円滑に在宅生活を送れるための支援に取り組むこととしています。

愛知県における15歳未満の小児がんの発症についての年間罹患数は、平成26年が141人となっています。

年齢別部位別罹患状況は、ゼロ歳から4歳の1位は白血病、2位は脳・神経系、3位は腎・尿路、5歳から14歳では、1位と2位は同じですが、3位は悪性リンパ腫となっています。両年齢を通じて白血病や脳・中枢神経系のがんの罹患が多い傾向にあります。

また、小児がんは特徴的な症状が少ないことから、相談を受けた保健師も風邪のような症状が続き治らなかつたり顔色が悪いなどいつもと違うと感じたら、かかりつけ医に相談することを保護者に勧めており、かかりつけ医の診察から基幹病院や小児がん拠点病院での検査や治療につながっていきます。

次に（2）乳幼児健診の医師健診アンケートに白色瞳孔を追加についてお答えします。

議員御質問のとおり網膜芽細胞腫は小児に特有な目の悪性腫瘍で、発生頻度は出生時1万6,000人につき1人の割合です。性別や地域差はなく、全国で年間70人から90人が発症していると言われています。この網膜芽細胞腫は、眼球という固い殻の中にある網膜に発生するため、早期に治療が行われれば生命にかかわることは少ない小児がんですが、子供は見えないなどの訴えが少ないため、腫瘍が大きくなってから発見されることが大部分です。

症状としては瞳が白く見える白色瞳孔や夜間に眼が光って見える猫目、視力低下により眼球が違う向きになる斜視があります。

この症状は、両眼性の腫瘍の場合は1歳前、片側のみの腫瘍の場合は2歳ぐらいまでに起こり、95%が5歳までに診断されています。診断は、眼底検査を行うことで容易に診断がつく場合が多く、早期発見そして完治が可能です。

保護者の皆様にお配りする母子健康手帳には、確認項目として、生後6から7カ月時の保護者のチェック項目として、瞳が白く見えたりすることがあるかの質問項目があり、既にアンケートを実施しています。アンケートにより瞳が白く見える場合は眼の病気の心配があるため、眼科医の受診をお願いしています。

また、保健師も1歳6カ月児健診、3歳児健診の際には保護者へ質問し確認を行っており、あわせて、健診の医師の診察では、目つき、斜視、目の動きなどの視診を実施しています。

このように、現在実施している網膜芽細胞腫に対する健診内容について申し上げましたが、網膜芽細胞腫の発症数自体は少ないものの、早期発見が他のがんと同様に有効な治療につながっていくことから、引き続き健診の中での保健師の早めの気づきを大切にして対応してまいります。

続きまして、3、不育症の周知や患者支援の推進について、（1）不育症についての市の認識について、（2）相談窓口の体制と周知啓発について、（3）不育症の治療費助成制度について、関連上、一括してお答えさせていただきます。

議員御質問のとおり、不育症は厚生労働省科学研究班によりますと、妊娠はするが2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない場合と定義されています。流産自体は全妊娠の10%から20%に起こるとされており、この頻度は女性の加

齢とともに増加していきます。また、最近では妊娠女性の高齢化により、流産率自体も増加しています。

次に、流産の原因ですが、妊娠初期の流産の約80%は、胎児や受精卵に偶発的に発生した染色体異常とされていますが、流産を繰り返す場合には、その他に流産のリスクが高まるリスク因子を有することがあると言われていています。この反復・習慣流産、いわゆる不育症の主なリスク因子には、夫婦の染色体異常に加え、子宮の形態異常、甲状腺機能の亢進や低下を初めとした内分泌異常、血栓症などの凝固異常などがあります。

一方で、1回の流産だけでリスク因子を検査する必要はないとされており、2回や3回以上流産を繰り返す場合は両親のどちらかにリスク因子がある可能性が考えられるため、こうした場合には検査を勧められることとなります。ただし、不育症はリスク因子がわからない場合も多く、その大半は偶然繰り返しただけの症例で、両親には特にリスク因子がないことがわかっています。

このように、特にリスク因子が見つからない場合は、安心して次の妊娠に臨めるよう働きかけを行うなど、次回の妊娠に対する不安を取り除くことが大切で、厚生労働省科学研究班の調査でも、2回までの流産の場合は流産のリスク因子の有無にかかわらず、臨床心理士や産婦人科医によるカウンセリングにより、ストレスが改善し、妊娠成功率が高まることが明らかになっています。

一方で、誰にも相談できずに1人で悩んでいる方が多いという問題点も指摘されており、繰り返される流産・死産の体験から、不安障害やうつ病となるケースも報告されています。

流産の原因がわからず不安が継続する場合などは、身近な夫や家族、そして医療スタッフや保健師が話を聞いたり正確な情報を伝えることが不安の軽減、そして、精神的な安定をもたらすことにつながります。窓口で保健師が相談を受けた場合は、悩みや不安を抱えておられる方に寄り添って、必要時には次の支援につなげてまいります。

また、県も名古屋大学医学部附属病院に委託し、専門医師やカウンセラーなど専門家による不妊・不育についての相談窓口を設けています。

市としましても、繰り返す流産の不安から、出産に至るまで心配だと感じておられる方や1人で悩んでおられる方に不育症についての正確な情報を提供し、不安の軽減に努めていきたいと考えており、まずは広報やホームページを通して、不育症についての情報発信に努めてまいります。

次に、不育症の治療費助成についてお答えします。

高浜市を含め県内の多くの市町村では、不育症以前の不妊治療に力を入れて進めてまいりました。通常の一般不妊治療については市町村が実施主体となり、体外受精を初めとした特定不妊治療については県が実施主体となっています。

一方で、実施団体は少ないものの、不育症の助成を先進的に取り組まれる自治体もあります。

今後は、先進的に取り組まれている市町村の実施状況、そして助成の成果も研究させていただ

きたいと思います。

市では、産前から継続して支援するための拠点として、いきいき広場に子育て世代包括支援センターを設置しており、不育症で心配をお持ちの方の相談支援についても取り組みを進め、切れ目のない支援を図ってまいります。

これからも、より多くの方に子供を産み育てることに幸せを感じていただき、次の出産へとつながる子育てに優しいまちを目指してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御答弁、ありがとうございます。

学校教育現場におかれましては、1件の危険なブロック塀があったということで7月7日に既に撤去工事が実行されたということでございます。

そしてまた、通学路につきましては、安全点検ということで毎年しっかりと先生方が行ってくださっていると同時に、親子で危険な場所を点検したり、また、合同点検もしてくださっているということでございます。そういったことでしっかりと取り組んでくださっていることがよくわかりました。

また、防災教育の中で危険な箇所について、具体的な行動についてもしっかりと先生が御指導くださっているということで安心をいたしました。

それでは、再質問させていただきます。

最初にブロック塀について再質問をさせていただきたいと思います。

今回、ブロック塀に関する一般質問をさせていただいた中で、特に確認をしたかった通学路に面している民間ブロック塀等の撤去費用の支援につきまして、補助制度に向け準備を進めていただいているという御答弁でございました。

高浜市から危険なブロック塀等をなくし犠牲者を出さないためにも、補助制度をつくっていただけることは、今後、民間ブロック塀等の安全対策を進める上で大変効果が高いと考えております。評価をさせていただきたいと思います。

今回の大阪府北部地震により、ブロック塀の危険性が指摘され、高浜市が補助制度の準備を進められているのと同様に、近隣市においても同様の動きがあるかと思ひます。

近隣市における民間ブロック塀等の撤去に対する補助制度の現状について、お伺ひしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の近隣市の状況でございますが、碧海4市と西尾市の状況を申しますと、刈谷市と西尾市は既に民間ブロック塀等の撤去費用に対します補助制度が設置されておりまして、他市におきましても本市と同様に補助制度の設置に向け準備を進めてみえると伺

っております。

また、補助制度の上限額及び補助率等につきましては、本市を含む6市全てで補助上限額10万円、補助率2分の1など、同等基準になると伺っておりますが、安城市さんにおかれましては、通学路沿いにあります民間ブロック塀等の撤去に対しましては独自の上乗せを行いまして、補助上限額15万円、補助率3分の2とされる予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

今の御答弁で、安城市は通学路沿いの民間ブロック塀等を撤去する場合は独自の上乗せを行い15万円まで補助するとの御答弁がございました。

大阪府北部地震でも登校中に小学4年生の女儿が通学路沿いのブロック塀の下敷きになり亡くなっております。多くの子供たちが登下校などで利用する通学路沿いブロック塀対策は、特に力を入れて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

今後、高浜市におきましても、安城市と同様に通学路沿いのブロック塀等の撤去に対し、独自の補助金の上乗せも検討していく必要があるかと考えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 議員の言われるとおり、補助金を上乗せすることで通学路沿いの民間ブロック塀等の安全対策の推進につながることを期待されます。

しかしながら、6月の大阪府北部地震では、御質問にもございました小学生に加えまして80代の高齢の方も一般道路に面しましたブロック塀の倒壊により犠牲になっております。子供も含め市民お一人お一人に安心して道路を通行していただくためにも通学路に特化せず、市内にある道路全体の課題としまして現在進めております現地調査、また、10月より開始予定の補助制度等を利用いただく中で、民間ブロック塀等の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

御質問の通学路沿いのブロック塀等の撤去に対する補助金の上乗せにつきましては、現状では、近隣市では安城市のみの予定と伺っております。今後、他市の状況も注視しながら、また、現在進めております現地調査の状況も考慮しながら、民間ブロック塀の安全対策の一つの手法として、今後、検討を重ねてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ありがとうございます。

他市の状況や現地調査の状況をしっかりと分析していただきまして、必要な対策をお願いしたいと思います。

そして、新たに創設される補助制度を積極的にPRしていただき、活用していただく中で、民

間ブロック塀等の安全対策が推進されますことを御期待申し上げまして、1問目の質問を終わります。

次に、小児がんの早期発見についてでございますけれども、乳幼児健診で、医師や保健師が観察をし、早期発見に努めていることがわかりましたので安心をいたしました。

観察する中で、実際に病院を紹介するなどの対応をしたお子さんがいるのかを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 網膜芽細胞腫は、さきにもお答えさせていただいたように非常に少ない発症数であり、近年、実際に対応したケースはありません。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

今回は、網膜芽細胞腫についてお聞きをいたしました。

対象がないということ、観察体制がしっかりしているということを知って大変安心をいたしました。

一方で、小児がんには多くの種類があり、子供は体調の悪化に加え、精神的なケアも必要となります。保護者も子供を見守ることや治療を支えることで心身の不調を起こすこともあります。また、早期に治療が始まっても、完治するまで長期間にわたることもあります。

ぜひ、保健師の立場から、子供、そして保護者を精神面からも支えていただくことをお願い申し上げます。

次に、不育症についてでございますけれども、精神的な支援については大変よくわかりました。

不育症についての正しい知識の普及に取り組んでいただくとともに、不安を抱える方々に寄り添っていただく支援に積極的に取り組んでいただくことを期待させていただきます。

では、経済的な支援について、先進的な取り組みを実施されている市町村は具体的にどのような取り組みをされているのか、助成内容や助成金額などについて教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 医療機関において不育症と診断され、不育症検査や治療を受けた夫婦に対する助成事業は、現在、県内54市町村の中で4市町が行っています。

対象となる治療は、保険適用外の不育症の治療及び検査で、助成額の上限は自治体によって異なりますが、治療や検査を開始した日から出産などにより不育治療を終了するまでの1治療期間につき15万円から30万円となっております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ありがとうございます。

市の子育て世代包括支援センターを中心としました相談支援を充実させていただくとともに、不育症に関する正確な情報を積極的に提供していただきますようお願い申し上げます。

不妊症、こちらに関しましては手厚い支援が現在されております。今後、実際に先進的な取り組みをされている自治体もあるということでございますので、その成果を研究していただき、ぜひ高浜市でも不育症の治療費助成に向けて取り組んでいただくことを要望させていただきまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時17分散会

---